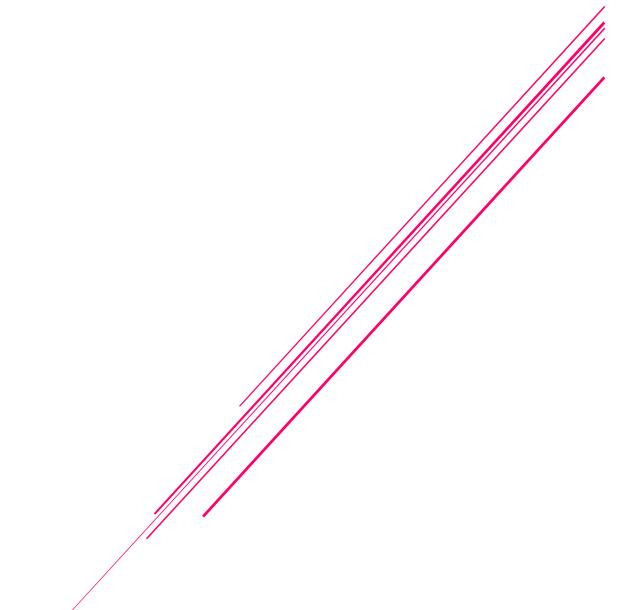
給付費に係る加算について

令和4年度版



三木市教育委員会 教育振興部 教育・保育課

この説明書は、給付費に係る加算認定の内容について、三木市内の施設 向けに可能な限り嚙み砕いて説明したものです。加算についてのイメー ジを掴んでいただければ幸いです。

目次

	耔	1	<u> </u>	草		II	合	1	j	$\mathcal{O}_{.}$)		, '	<	. (か	.					 	 	 	_	1	_
1	į	教育	i • 1	保育	給信	寸 0	の概	牙要	ے	し・	< i	み.										 	 	 	_	2	_
	概	要								• • • •												 	 	 	_	2	_
	教	育・	保	育給	付(のっち	乞援	きを	受	け	る-	子 &	Ľŧ	3 O	こ記	記定	区	分	•			 	 	 	_	3	_
	Γ	認可	۱),	「認	定。	ا ر	_ [確	認.	ا ر	<u>ت</u> :	こん	17	-								 	 	 	_	4	_
	認	可定] 員	と利	用兒	定員	員に	:つ	<i>د</i> ١٠	て.												 	 	 	_	5	_
2	. ;	給付) の	基本	講	造.				• • • •												 	 	 	_	6	_
	1	公	定位	価格	الحا	す?	?			• • • •												 	 	 	_	7	_
	0	給付	費	こお	ける	3 E	回せ) 地	方(カ 1	負扌	旦售] (2	<u>ا</u> ا) (1	て					 	 	 	_	8	_
		• 教	育	(1	믕	認力	È)	の	施	設	型紅	給作	d 0	り 材	青造	きに	つ	۷١	て			 	 	 	_	8	_
		• 保	育	(2	• ;	3 =	多额	定) (の1	拖	设型	胆糸	合作	jσ	構	造	に	つ	61.	て	 	 	 	_	9	_
	2	利	用	者負	担额	額と	こは	ţ?		• • • •												 	 	 	1	Ο	_
なり																											
Ι	;	基本	分!	単価	iに	含 含	まわ	いる	職!	員	構月	或に		こし	١٦							 	 	 	1	2	-
Π	:	各加]算[こつ	٠ \ \ T	て.				••••		••••		••••		••••						 	 	 	1	8	-
0																											
	学:	級編	成	用 敕	: ከበ ቻ	记力	山管	§ [,-	71	٦, ٦	7	7	l 듣	⊒]										_	2	4	_

	3歳児配置改善加算について【1号 2・3号】	- 25 -	-
	満3歳児対応加配加算について【1号】	- 25 -	-
	講師配置加算について【1号】	- 25 -	_
	チーム保育加配加算について【1号 2・3号】	- 26 -	-
	通園送迎加算について【1号】	- 26 -	_
	給食実施加算について【1号】	- 27 -	-
	外部監査費加算について【1号 2・3号】【3月のみ加算】	- 27 -	-
	休日保育加算について【2・3号】	- 28 -	_
	減価償却費加算について【2・3号】	- 28 -	-
	賃借料加算について【2・3号】	- 29 -	_
	夜間保育加算について【2・3号】	- 29 -	-
	副食費徴収免除加算について【1号 2・3号】	- 29 -	-
加	減調整部分について	- 30 -	-
	★主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合	【1号	<u>1</u>
	2・3号】	- 30 -	-
	年齢別配置基準を下回る場合【1号 2・3号】	- 32 -	-
	配置基準上求められる職員資格を有しない場合【1号 2・3号】	- 32 -	-
	教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない場合【2・3号】	- 32 -	-
	分園の場合【2・3号】	- 32 -	-
	土曜日に閉所する場合【2・3号】	- 33 -	-
乗	除調整部分について		
	定員を恒常的に超過する場合【1号 2・3号】	- 36 -	-
特	定加算部分について	- 37 -	-
	療育支援加算について【1号 2・3号】	- 37 -	-
	事務職員配置加算について【1号】	- 37 -	-
	指導充実加配加算について【1号】		
	事務負担対応加配加算について【1号】		
	処遇改善等加算Ⅱについて	- 38 -	-
	◎大まかな流れ		
	◎平均年齢別児童数とは		
	◎加算算定対象人数とは······························	- 39 -	-
	◎加算見込額の計算方法		
	★加算見込額の算出について		
	◎処遇改善計画(加算額の配分の方法)について		
	★対象職員について		
	●【重要】研修修了要件について	- 42 -	-

●配分方法	45 -
◎加算取得の際に必要となる資料	47 -
◎配分の際に気を付けること	47 -
冷暖房費加算について【1号 2・3号】	48 -
施設関係者評価加算について【1号 2・3号】	48 -
除雪費加算について【1号 2・3号】	48 -
降灰除去費加算について【1号 2・3号】	49 -
★高齢者等活躍促進加算について【2・3号】	49 -
★施設機能強化推進費加算について【1号 2・3号】	51 -
小学校接続加算について【1号 2・3号】	53 -
栄養管理加算について【2・3号】	53 -
第三者評価受審加算について【1号 2・3号】	55 -
第3章 地域型保育事業	57 -
I 基本分単価に含まれる職員構成について	
◎「常勤」「非常勤」の判断について	
◎「常勤」の必要勤務時間の定義は?	
◎絶対必要配置職員の内容について	
※従業員枠の子どもの場合(事業所内保育事業のみ)	
◎職員構成と各加算の関係図について	
Ⅱ 各加算について	
基本加算部分 (ベースとなる加算です。)	
処遇改善等加算Ⅰについて	
◎加算額の算定方法	
◎加算取得までの大まかな流れ	
◎加算取得の際に必要となる資料	
◎加算対象の職員	
◎配分について	
処遇改善における各職員への給与の考え方	
障がい児保育加算について	
夜間保育加算について 休日保育加算について	
海 ভ 負 型 負 加 昇 に フ い	
加減調整部分について	
711 MAR DIN TE LIN 7 LIG. 27 V L C	1 🗲

連携施設を設定していない場合について	72 -
食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法	去による場合につ
いて	73 -
管理者を配置していない場合について	73 -
土曜日に閉所する場合	74 -
乗除調整部分について	77 -
定員を恒常的に超過する場合	77 -
特定加算部分について	78 -
処遇改善等加算Ⅱについて	78 -
◎大まかな流れ	78 -
◎平均年齢別児童数とは	79 -
◎加算算定対象人数とは	79 -
◎加算見込額の計算方法	80 -
★加算見込額の算出について	81 -
◎処遇改善計画(加算額の配分の方法)について	81 -
★対象職員について	82 -
●研修修了要件について	82 -
◎加算取得の際に必要となる資料	84 -
◎配分の際に気を付けること	85 -
冷暖房費加算について	86 -
除雪費加算について	86 -
降灰除去費加算について	86 -
★施設機能強化推進費加算について	87 -
栄養管理加算について	89 -
第三者評価受審加算について	90 -
第 4 章 処遇改善等加算Ⅲ	- 91 -
処遇改善等加算Ⅲについて	92 -
●「常勤換算で 9,000 円/月」の考え方	93 -

memo

第1章

給付のしくみ

1 教育・保育給付の概要としくみ

子ども・子育て支援法の施行(子ども・子育て支援新制度の開始)により、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所などに対する財政支援のしくみを共通化しました。

その経緯により創設されたのが「施設型給付」と「地域型保育給付」です。

◎施設型給付

認定こども園、幼稚園、保育所を対象とした財政支援です。

認定こども園

「幼保連携型」

「幼稚園型」

「保育所型」

「地方裁量型」

0~5歳

幼稚園

※新制度未移行の幼稚園は、別に私学助成があります。

3~5歳

保育所

※私立保育所に対しては、「給付費」ではなく「委託費」を支 分します。※後述

0~5歳

〇地域型保育給付

※原則○~2歳

小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所を対象とした財政支援です。

この4つのタイプの事業所は、<u>市町村(≒地域)が認可する事業</u>なので、 施設型給付とは別に"地域型"保育給付として取り扱います。

※満3歳を迎えた年度末まで(0~2歳)の利用が原則ですが、満3歳を迎えた年度を超えてもなお、受け入れ先の確保が困難な場合については、満4歳を迎える年度中に受け入れ先を確保することを基本として、市町村がやむを得ないと判断する場合に限り、引き続き利用することは可能です。ただし、利用に関しては、3号認定の利用定員範囲内での受入が原則です。

⇒これを<u>特例給付</u>と呼びます。

教育・保育給付の支援を受ける子どもの認定区分

認定こども園等の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づき教育・保育給付が行われます。なお、この金額については、施設・事業者が代理受領する形となります。

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、 給付を受ける施設区分
教育標準時間(1号)認定こども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、	教育標準時間	幼稚園
周3歳以上のかず校就ず前の子ともであって、 2号認定子ども以外のもの (子ども子育て支援法第 19条第 1 項第 1 号)	(%)	認定こども園
保育(2号)認定こども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令	保育短時間	保育所
で定める理由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (子ども子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号)	保育標準時間	認定こども園
保育(3号)認定こども		保育所
満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める理由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育短時間 保育標準時間	認定こども園
(子ども子育て支援法第 19 条第 1 項第3号)		小規模保育事業所等

[※]教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。

「〇号認定こども」という呼び方の根拠は、これらの認定区分の法的根拠「子ども子育て支援法第 19 条第 1 項第〇号」に基づきます。

「認可」、「認定」と「確認」について

施設や事業者が新制度における公費の給付対象である「特定教育・保育施設」または「特定地域型保育事業」として位置づけられるためには、

- ①児童福祉法等を根拠とする施設・事業の「認可」、または認定こ ども園法等を根拠とする施設の要件を満たす「認定」
- ②子ども・子育て支援法による「確認」(第31条、43条)の両方を受けることが必要になります。

認可・認定 🕂 確認 📄 給付の対象

	実施権者	特徴
認可	施設所在地の都道府県 (地域型保育事業に関して	保育室の面積要件や給食設備等のハード面、保育士・保育教諭の配置等のソフト面について、認可基準を満たして
認定	は市町村)	いると認められること。
確認	市町村	認可を受ける施設に対し、市町村の子 育て支援計画や近年の児童数の実態に 即した利用定員を定めた上で、運営基 準を満たしていると認められること。

市が、施設型給付費の対象と「確認」する幼稚園・認定こども園・保育所のことを、特定教育・保育施設といいます。

認可定員と利用定員について

似ているようで別モノのこの二つの定員区分について説明します。

※ここでは幼保連携型認定こども園の場合として記載します。

・認可定員とは

「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第1項第5号の幼保連携型認定こども園の運営に関する規程(園則)」に記載されている利用定員のことです。

要はその施設が認可(認定)されるために県に申請した定員のことで、面積要件や職員配置等に基づいて考えるため、基本的にはその施設の最大受入能力の意味合いが強いです。

実は「認可定員」という言葉は、国の通知に少しだけ出てくる程度で、ほとんど使用されていません。

・利用定員とは

子ども子育て支援法第31条に基づき、施設型給付費の支給に係る施設として市町村が確認する際に定めた定員のことです。認定区分ごと(3号は0歳、1・2歳に分ける)に設定する必要があります。

各市町村の子育て支援計画や近年の児童数等の実態を基に設定します。 給付費の単価水準に影響します。

また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第20条第6項により、施設の「運営規程」に記載する必要があります。

あくまで基準の上でのお話ですが・・

認可定員は最大受入能力数、利用定員は施設の近年の児童数や自治体の計画等(≒実態)に合わせて設定することから、認可定員と利用定員の大小の関係は以下のとおりとなります。

(認可定員) ≥ (利用定員)

認可定員と利用定員は同数となることが大原則ですが、児童数が近年から 将来にかけて減少することが見込まれる場合など、利用定員のみを減少する こともあります。

2 給付の基本構造

施設型給付、地域型保育給付の基本構造は、公定価格から利用者負担額を 差し引いた額となります。この基本構造は、保育所に関わる「委託費」も同様です。

給付費 = 公定価格 - 利用者負担額

※ここでの給付費は、実際に施設に施設型給付費等として支払われるもの(公 定価格から保護者が支払った利用者負担額を差し引いたもの)をいいます。

給付費は、保護者における個人給付を基礎とします。つまり一人ひとりについて給付費を計算します。そしてその金額を確実に教育・保育に要する費用に充てるために、保護者に直接給付せず、市から直接在籍施設に支払います。これを法定代理受領といいます。

ただし、私立保育所に関しては、

保育所における保育は市町村が実施すること

(児童福祉法第24条)

大前提!

とされているので、法定代理受領ではなく、利用者負担額を施設が所在する市町村が徴収し、<u>給付費として計算される部分と利用者負担を合わせた全額(公定価格と同額)</u>が「委託費」として支払われます。「委託費」は児童が居住する市町村が支払います。

「保育所の保育は市町村がやること!」という法的な規定があり、市町村が民間法人に保育を「委託」しているため、「給付費」ではなく「委託費」 になります。

ややこしいのでもう一度

私立保育所に関しては、

利用者負担額 ⇒ 保護者は施設が所在する市町村に支払う

委託費 ⇒ 保護者(児童)が居住する市町村が施設に支払う

1 公定価格とは?

公定価格とは、法的に言うと

「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」

と規定される金額です。子ども子育て支援法第 27 条や第 29 条などにイヤというほど出てきます。要は"国が決めたルールで計算した金額"です。

国が定める基準は、

子ども一人あたりの教育・保育に通常必要となる費用 (人件費や事業費、管理費など)

を元に算定されています。

もう少し詳しく説明すると、

- ①在籍児童の年齢
- ②在籍児童の認定区分及び給付内容(認定区分や保育必要量)
- ③在籍する施設がどこに所在するか(地域区分)
- ④利用定員は何人の施設か
- <u>⑤施設がどんな保育の取組をしているか</u>

<u>(〇〇加算 etc.)</u>

⑤で園の個性が出ます!

この5つの情報のうち、①~④を元に基本分単価を算定し、⑤を元に各種加算の単価を積み上げます。これによりその在籍児童の公定価格が算定されます。これを各月初日時点の在籍児童全員分算定し、在籍児童全員分の利用者負担額を差し引くと、各月の給付費が算出されます。

この公定価格は、人件費を算定に含んでいることから、人事院勧告により 算定根拠となる単価が毎年±数%の範囲内で改正されます。

読み飛ばしOK

※地域区分ってなに ♪

地域区分は、基本的には国家公務員又は地方公務員の地域手当の基準に準拠して設定されるものです。なお、国家公務員の地域手当は、国の官署が所在する地域の民間の賃金水準を元に算定するか、国の官署が無い地域は、総務省が指定する地方公務員の地域手当の支給地域等を用いて決定されます。

概ね、平均賃金水準が高いほど地域区分も高くなる傾向があります。 (ただし、特殊な決め方をする地域も存在します。)

◎給付費における国や地方の負担割合について

給付費において国・県・市町村がそれぞれ負担する割合は、認定区分ごと に異なります。

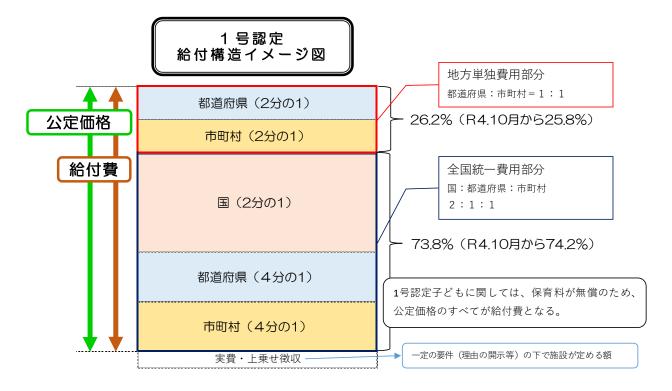
なんとなく、給付費は国が2分の1、県と市が4分の1を負担するイメージがあると思います。もちろん大きな枠組としてはこのイメージは間違えていないのですが、実は少し違うんだよ、ということをここで説明します。

・教育(1号認定)の施設型給付の構造について

子ども子育て新制度より前の時代の、私立幼稚園に係る財政支援のうち、「私学助成」といわれる、いわゆる経常費にあたる部分は、国と負担を分ける一般補助や就園奨励費補助に加え、都道府県によっては独自の上乗せ給付等をしていたことにより、地域によってかなりばらつきがありました。

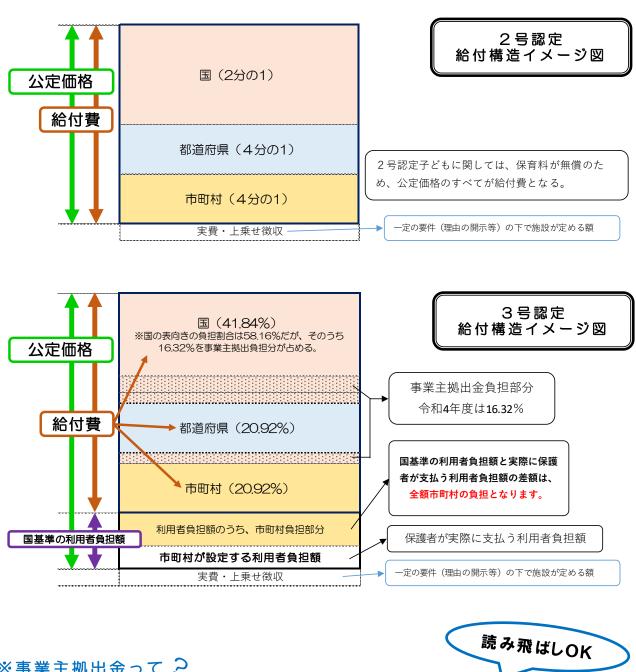
これが新制度により一本化されましたが、国の負担割合が急激に増えないように、そして地域間のばらつきを時間をかけて均していくことを目的に、公定価格の給付費にあたる部分は当面の間、全国統一費用部分(国が負担する部分)と地方単独費用部分(国が負担しない部分)に分かれることになりました。

なお、給付費のうち、全国統一費用部分については、令和4年9月までは73.8%、10月以降は74.2%とすることと規定されています(令和4年度現在)。この割合は、年度ごとに改正される可能性があります。



保育(2・3号認定)の施設型給付の構造について

2・3号認定の給付費については、1号認定の時のような地方単独費用部 分はありませんが、3号認定の国や県、市町村の負担部分については、事業 主拠出金(※)を充当しています。



※事業主拠出金って ?

政府が子育て支援を進めるために徴収している企業の負担金です。「社会 全体で子育て支援にかかる費用を負担する」という考えで、従業員の厚生年 金と一緒に徴収されます。ただ、この部分は事業主の全額負担です。

使い道は限定されていて、児童手当や〇~2歳児に係る給付費補助、企業 主導型保育事業など、子育て施策の財源に充てられます。

2 利用者負担額とは?

利用者負担額とは、法的に言うと

「政令で定める金額を限度として市町村が定める、

保護者が負担すべき額」

※政令で定める金額:子ども子育て支援法施行令第4条

と規定される金額です。利用者負担額はいくつかの階層に分かれて金額が設定されています。基本的には保護者の所得に応じて階層が決まり、金額が決まります。一般的には「保育料」と呼ばれます。

公立の施設と私立保育所に関しては市町村が、私立の施設(保育所除く) に関しては施設が徴収します。

なお、3~5歳児全員と、市民税非課税世帯の0~2歳児は、利用者負担額はかかりません。

読み飛ばしOK

◎利用者負担額の算定について

利用者負担額の階層は、保護者の市民税所得割額の合計により決定します。

通常の市民税所得割額は、対象年度の収入から「所得」を計算し、人的控除を 差し引いた後の課税所得金額に税率(市民税率は6%)を乗じ、その後に各種税 額控除(調整控除、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除(いわ ゆる住宅ローン控除)、寄附金税額控除(ふるさと納税等)、配当割額控除、株式 等譲渡所得割額控除)を差し引いて算出します。一方、利用者負担額(保育料) 算定に係る市民税所得割額は、税率を乗じるところまでは同じですが、その後の 税額控除は、調整控除のみを適用します。

第2章

認定こども園

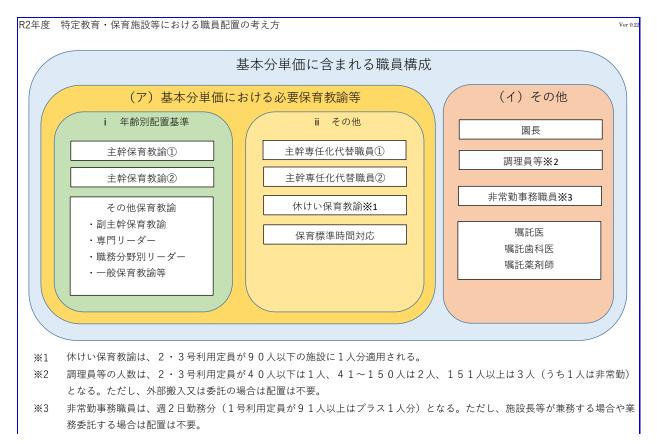
I 基本分単価に含まれる職員構成について

★ 認定こども園の場合

この職員構成は、各種加算を適用する上で、必ず満たしておかなければならない最低限の条件になります。下の図のすべてをクリアしている必要があります。また。認定こども園において「保育教諭」とは、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を持っていることが条件となります。

※この説明資料においては、この「基本分単価に含まれる職員構成図に掲げる必要教諭」をこれ以降「**絶対必要配置職員」**と呼びます。

基本分単価に含まれる職員構成図



(三木市 教育・保育課作成)

◎「常勤」「非常勤」の判断について

なんとなく使用している言葉ですが、そもそもの意味を説明すると・・・

常勤、非常勤は、労働者を勤務時間で区別する概念です。

正職員や非正規職員、パートや嘱託などは労働者を雇用形態で区別する概念です。

どれもよく労働者の働き方で使われる言葉ですが、根本的な概念が違いま すので、これらの言葉が混じりあってしまわないように注意してください。

次に、基本配置や加算における考え方をここで整理します。

◎「常勤」の必要勤務時間の定義は?

「常勤」について、明確に定義されている法律などはありません。 結論から言えば、施設が定めます。

概ねですが、月160時間(1日8時間 × 20日)に設定しているところが多いです。

また、例えば午前中は施設で勤務して、午後は法人本部で法人に関する事務の仕事をしている、などの場合は、常勤としては扱えません。

★常勤的非常勤とは?

日本語としては矛盾しているように聞こえる言葉ですが、実際に存在している言葉です。元々は役所言葉で、フルタイムで働く定数外の職員を指していました。

実際に運用されている意味としては、「1日8時間かつ有期雇用」として 契約しているが、年度が替わっても引き続き契約を継続して働いている人を 指します。(諸説あり)

◎絶対必要配置職員の内容について

• 年齢別配置基準とは?

各年齢や子ども数に応じた職員の配置基準のことです。

4歳児以上:子ども30人につき教諭1人

3歳児 :子ども20人につき教諭1人

1. 2歳児:子ども6人につき教諭1人

乳児 :子ども3人につき教諭1人

3歳児配置改善加算を適用する場合は、3歳児を子ども15人につき教諭1人として算出します。

を念頭に、下記の計算式により職員数を算出します。

また、下記の教諭を配置することが必要です。



・主幹保育教諭が2人(1号担当が1人、2・3号担当が1人)

主幹保育教諭は、教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等を行い、 園長の補佐として施設の総合的な管理運営を行います。

教育担当・保育担当にそれぞれ1人必要です。したがって、<u>一つの認定こど</u>も園に、主幹保育教諭は2名必要となります。

なお、辞令については、発令していることが基本ですが、現時点では辞令が無くても減算の対象等にはなりません。ただ、主幹保育教諭については誰がそのポジションにいるのかを決めておく必要があります。

また、主幹保育教諭は、年齢別配置基準に係る職員数換算対象になります。
※主幹保育教諭については、31ページもご確認ください。

・副主幹保育教諭やその他役職教諭について

絶対必要配置職員には含まれませんが、職員のキャリアアップのためにも配置しておくべき様々な役職があります。中でも副主幹保育教諭や専門リーダー等、施設の中心的存在に当たる職員は、処遇改善等加算 II の副主任保育士級(上限 40,000/月)の対象となります。また、その他の職務分野別リーダー等(乳児保育リーダーなど)については、処遇改善等加算 II の副主任保育士級に該当する職員の最も低い金額を超えない金額が上限、最低 5,000 円を下限とした処遇改善 II の対象となります。



主幹専任化代替職員が2人(1号担当が1人、2・3号担当が1人)

主幹専任化代替職員は、主幹保育教諭が教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等を行い、園長の補佐として施設の総合的な管理運営を行うことを専任化させるために配置しなければならない保育教諭です。

教育担当・保育担当にそれぞれ1人必要です。したがって、一つの認定こども園に、主幹専任化代替職員は2名必要となります。

基本配置としては、最低でも常勤職員が1人、非常勤職員(月80時間以上勤務)が1人となります。また、誰がそのポジションにいるのかを指定する必要があります。

この職員は、年齢別配置基準に係る職員数の換算対象にはなりません。

• 休けい保育教諭が1人分

【※2・3号利用定員の合計が90人以下の施設に適用】

保育教諭の休憩時間を確保する観点や長時間開所に対応する観点から、<u>2・3号利用定員の合計が90人以下の施設</u>については、常勤の保育教諭1名分を確保することが必要です。

こちらに関しては、誰かをこのポジションに指定する必要はなく、常勤換 算職員数から 1 人減じることで対応します。

・保育標準時間対応職員が1人分

在園時間の長くなる保育標準認定子どもへの保育需要に対応するため、常 勤の保育教諭 1 名分を確保することが必要です。

こちらに関しても、誰かをこのポジションに指定する必要はなく、常勤換 算職員数から 1 人減じることで対応します。

• 園長

施設長のことです。

• 調理員等

2・3号利用定員の合計により、最低限配置すべき人数が変わります。

- ①40人以下 ⇒ 1人
- ②41 人以上 150 人以下 ⇒ 2 人
- ③151人以上 ⇒ 3人(うち1人は非常勤可)
- 事務職員及び非常勤事務職員

園長等、他の人が兼務する場合は配置不要です。

• 学校医、学校歯科医、学校薬剤師 (嘱託を含む)

配置が必要な職種です。



◎職員構成と各加算の関係図について

加算(減算)は、各施設において教育・保育の質を向上させるための取組みに対して、給付費を上乗せ(減額)するもので、目指すべき方向性を示しつつも、一定の多様性を認めるしくみです。

○○な取組をして保育の質向上! ⇒ 「○○加算」で上乗せ!

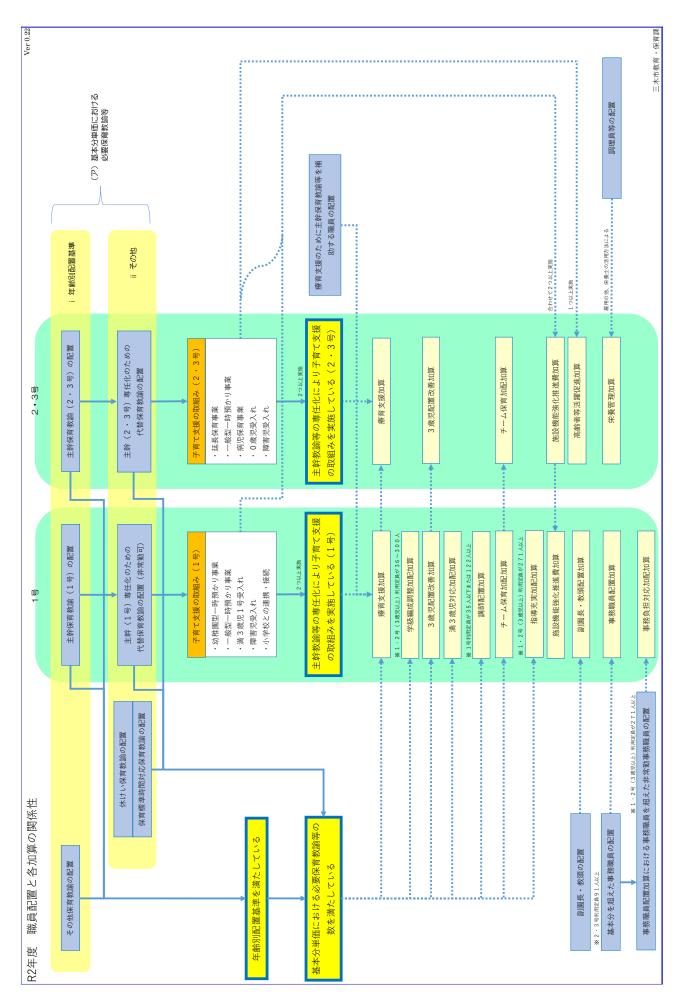
絶対に配置しなきゃいけない人を配置できていない… ⇒減算…

基本的な考え方としては、絶対必要配置職員を満たした上で、各加算に必要な職員を配置することで加算を取っていくことができます。逆に言えば、絶対必要配置職員の条件を満たせない場合、ほとんどの加算を取れなくなってしまう他、不足状況によっては減算の対象になる可能性があります。

3歳児配置改善加算 満3歳児対応加配加算 講師配置加算 チーム保育加配加算 指導充実加配加算 学級編制調整加配加算 療育支援加算

絶対必要配置職員を満たせない場合、 職員の配置に関わる加算はほとんど取れ なくなる可能性が高いです。

• 等



Ⅱ 各加算について

ここからは各加算についての大まかな説明になります。三木市内の施設が基本的に関わらない加算については、名前だけの紹介にしています。

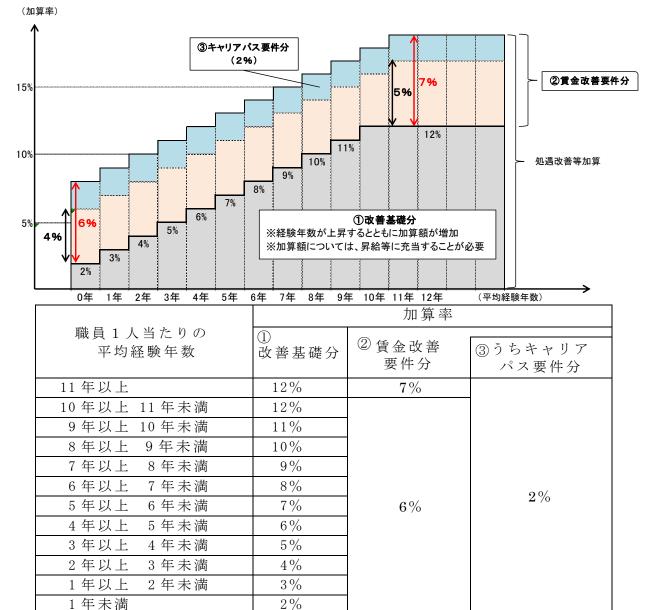
なお、子育て支援の取組が必要な加算には、「★」がついています。

◎基本加算部分 (ベースとなる加算です。)

処遇改善等加算 [について【1号 2・3号】

施設に勤務する職員の平均経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップに関する取組を元に算定された加算率のことを言います。

<処遇改善等加算 I のイメージ図>



①改善基礎分

基礎分は、算定対象職員から算出した平均経験年数に応じたパーセンテージとなります。

i 算定対象職員について

基礎分の算定に係る対象職員は、対象年度の4月1日時点で所属する、

- ・すべての常勤職員
- ・1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員

つまり、どんな雇用形態であったとしても、

1日6時間以上かつ月20日以上、当該施設に勤務している人

は、算定対象とみなして計算します。逆に、

- ・1日6時間未満または月20日未満勤務の非常勤職員
- 産休、育休、病休の職員に変わる代替職員
- ・補助事業担当の専任職員(人件費が一時預かり等の補助事業の補助対象経費になる職員)は算定の対象外となります。

<u>ii 平均経験年数の算定対象</u>

現在勤務する施設等の他に、以下の施設での経験年数も合算します。

- 教育 保育施設、地域型保育事業所
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校
- 社会福祉事業を行う施設・事業所
- ・児童相談所における児童を一時保護する施設
- 認可外保育施設
- 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、 助産所(保健師、看護師又は准看護師に限ります。)



※常勤及び非常勤(1日6時間以上かつ月20日以上)勤務していた期間 を算定します。平成10年3月31日以前の勤務では、賃金が月額で決 定され、支給されていたことが条件です。

※注意

この算定対象職員は、あくまでも基礎分のパーセンテージを出すためのものです。賃金改善の対象職員とは異なります。

②賃金改善要件分

①で算出された平均勤続年数を元に決めます。11 年未満であれば6%、11 年以上であれば7%になります。

また、この要件を受けるには、賃金改善計画を作成して、実際に職員の賃金改善を行う必要があります。

この計画書は、令和4年度でいう別紙様式5「賃金改善計画書(処遇改善等加算I)」になります。

計画書の内容を大まかにいうと、4月1日時点で施設に所属する「全職員」が、もし基準年度(基本的には前年度)の4月1日に存在したとして、全職員の支払賃金の合計が、基準年度(基本的には前年度)と比較して、今年度は減額していないことを確認するものになります。

※様式の書き方はここでは割愛します。

③キャリアパス要件

キャリアアップの取組をしていない場合もしくは処遇改善加算Iの認定を 受けていない場合に、②で算出した賃金改善要件分から2%減算されます。

◎加算額の算定方法



処遇改善等加算」は、「基本分単価」や「職員配置に係る加算」に、処遇改善等加算」の金額が加算率に応じて上乗せされる形になります。改善基礎分はベースアップに、賃金改善要件分は処遇改善に充てます。

なお、賃金改善要件分については、処遇改善等加算Iの計画書において別途算定する必要があります。そのため、ここで得た賃金改善要件分の加算額は、確実に職員の賃金改善に充てる必要があります。

◎加算取得までの大まかな流れ

- ①施設の平均年齢別児童数を算出します。
- ②施設として取得する加算を決めます。
 - ※①②については、処遇改善等加算Iと共通です。①の内容については、 処遇改善等加算Iの項で説明します。
- ③加算率の算定対象職員を決め、勤続年数をそれぞれ調べます。
- ④③で調べた勤続年数から、平均勤続年数を算出します。
- ⑤平均勤続年数から、加算率を求めます。
- ⑥1号、2・3号それぞれで加算見込額を算出します。
- ⑦施設に勤務する職員の年間支払賃金を調査し、基準年度より加算当年度の 方がたくさん賃金を支払う(最低でも下回っていない)計画を立てます。

◎加算取得の際に必要となる資料

- •加算率認定申請書(別紙様式1)
- 別紙様式1において算定対象となった職員の、
 - ①労働条件通知書(又はそれに類するもの)
 - ②辞令
 - ③履歴書
 - 4保育士証
 - ⑤幼稚園教諭免許状

- 保育教諭のみ

ただし、以前に提出したことのある職員で、内容に変更がない場合については、省略できます。

- ・キャリアパス要件届出書(別紙様式2)
- ※この書類は、処遇改善等加算Iを取得しているすべての施設について令和 2年度にご提出いただいているので、今後は国からの指示がない限り省略 可能です。
- 賃金改善計画書(処遇改善等加算I)(別紙様式5)
- ·加算見込額計算表(1号 2·3号)
- ※様式番号は、令和4年度時点の資料に基づきます。
- ※処遇改善等加算 I の書類作成は複雑なため、書類作成方法はここでは割愛します。

◎加算対象の職員

すべての職員(常勤・非常勤問わず)が対象です。

◎配分について

ここで算出された処遇改善等加算 I の加算額(賃金改善要件分)は、前述のとおり、確実に職員への処遇改善-つまりは人件費のために充てる必要があります。また、処遇改善等加算に係る金額は、処遇改善等加算 II の分についても言えますが、対象者や額が偏らないように、また役職等のバランスも見ながら適切に行う必要があります。

例えば、処遇改善等加算Iの加算を行ったことにより、副主幹保育教諭の賃金が園長や主幹保育教諭を上回ってしまいそうな場合、かつ処遇改善等加算Iの配分でカバーできない部分については、処遇改善等加算Iの配分で調整する、という考え方になります。

ただ、処遇改善等加算 I の計画書類は、処遇改善等加算 II とは違って「誰にいくら払う」ということを具体的に示す申請様式ではありません。 配分については、次ページのような考え方になります。

※非常に重要なこと!

・監査では、処遇 I ・ II ・ II 共に「誰に」「いくら」払ったのかを確認します。処遇 II や II は、計画段階で「誰に」「いくら」払うのかを明記するので比較的管理がしやすいですが、特に処遇 I は、申請・計画書類で配分に関する明記は不要だったとしても、職員別の配分状況はきっちり管理する必要があります。

また、実績報告時に年間の給与台帳の写し等の提出が必要です。

- •計画書の中で、全体でみて総支払賃金が上がっていれば OK、と言いつつ も、職員単位でみると支払賃金が下がっている場合に、確認監査等の時に 理由を求められます。「その人だけ賃金が上がっていないのはなぜ?」と なるからです。
- 申請に使用する様式は「こことここの数値は同じになっていないとダメ」 など、各所に整合性のワナがあります。令和4年度版はかなりワナをなく していますが、それでも書類作成には注意が必要です。

処遇改善における各職員への給与の考え方

令和2年10月22日 教育・保育課入所・給付係作成

処遇改善 I は職員の平均経験(勤続)年数に応じて賃金改善を行うもの

処遇改善Ⅱは職員(対象者)役職や技能など、それぞれの専門性に応じた賃金改善を行うもの

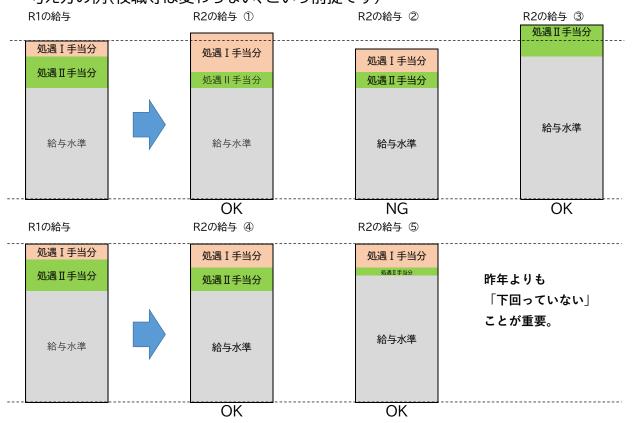
になります。

基本給与に対し、まずは処遇改善Ⅱに係る手当を加算し、その後に処遇改善Ⅰ(ベースアップ分及び給与バランスの調整分)を加算す るのが、大まかな考え方となります。 処遇改善 I・II の加算が行われた状態で、前年・現年を比較し、改善が図られているかを確認します。

処遇改善 [の手当でベースアップ及び全体の給与バランスを取ります。 処遇 I 手当分 処遇 I 手当分 処遇 I 手当分 処遇Ⅱ手当分※ 処遇 I 手当分 処遇 I 手当分 処遇Ⅱ手当分 処遇Ⅱ手当分 処遇Ⅱ手当分 処遇 I 手当分 処遇 I 手当分 処遇Ⅱ手当分 処遇Ⅱ手当分 現行の給与水準 現行の給与水準 現行の給与水準 現行の給与水準 現行の給与水準 現行の給与水準 現行の給与水準 幼児保育リーダー 乳児保育リーダー 副主幹保育教諭 専門リーダー 専門リーダー 園長 主幹保育教諭 副主幹保育教諭等 職務分野別リーダー等

> ※主観保育教諭への処遇Ⅱ手当は、副主幹保育教諭等の賃金のバランス等を踏まえ、 必要な場合に限って行うことが可能。

考え方の例(役職等は変わらない、という前提です)



副園長・教頭配置加算について【1号】

副園長又は教頭を配置する場合に必要な人件費(保育教諭との差額)を加算します。

<加算対象となる要件>

- ①常勤であること
- ②副園長または教頭としての辞令を発令していること
- ③担任を持つなど、教育・保育への従事状況は問いません。
- ④「園長」が専任ではない場合(ほかの施設の園長の兼ねている場合等)は、基本配置でプラス1人する必要がありますが、その「プラス1人」の人員に当たらない人であること。
- ◎加算取得の際に必要となる資料
- 市が規定する調書「副園長・教頭配置加算」
- 施設の職員体制図
- ・ 副園長または教頭の履歴書のコピー
- ・副園長または教頭の辞令のコピー
- ・副園長または教頭の労働条件通知書(勤務時間や給与等が明記されている もの)のコピー

学級編成調整加配加算について【1号】

全ての学級に専任の学級担任を配置するため、絶対必要配置職員数を満た した上で、さらに常勤の保育教諭等を1人加配するための費用を加算します。 〈加算対象となる要件〉

- ①絶対必要配置職員数を満たしており、その上でさらに常勤の保育教諭等 を1人加配していること
- ②1号と2号の利用定員合計が36人以上300人以下の施設
- ◎加算取得の際に必要となる資料
- 市が規定する調書「学級編成調整加配加算」
- 施設の職員体制図

なお、学級担任は原則常勤専任であることに留意してください。

3歳児配置改善加算について【1号 2・3号】

絶対必要配置職員数を満たした上で、3歳児の配置基準を子ども20人につき教諭1人のところを15人につき1人で配置する場合に加算します。

<加算対象となる要件>

- ①絶対必要配置職員数を満たしており、その上でさらに3歳児の配置基準を子ども20人につき教諭1人のところを15人につき1人で配置する。
- ◎加算取得の際に必要となる資料
- ・施設の職員体制図

満3歳児対応加配加算について【1号】

絶対必要配置職員数を満たした上で、2歳児クラスのうち満3歳児だけで別にクラスを作り、かつ満3歳児6人につき1人の保育教諭を配置した場合に加算されます。

※令和4年3月現在、三木市内で取得している施設はありません。

講師配置加算について【1号】

絶対必要配置職員数を満たし、他の加算に必要な必要保育教諭を配置した 上で、さらに非常勤講師を配置した場合に加算されます。

<加算対象となる要件>

- ①絶対必要配置職員数を満たし、他の加算に必要な必要保育教諭を配置した上で、さらに非常勤講師を配置していること
- ②非常勤講師は、幼稚園教諭免許を有し、辞令を発令されていること
- ③1号の利用定員合計が35人以下もしくは121人以上の施設
- ◎加算取得の際に必要となる資料
- 施設の職員体制図

チーム保育加配加算について【1号 2・3号】

絶対必要配置職員数を満たし、他の加算に必要な必要保育教諭を配置した上で、さらに3歳児以上の子どもに対し、副担任等学級担任以外のフリーの保育教諭を配置し、少人数でのグループ化した教育・保育を行う場合に加算します。

この加算は、基本単価がかなり高いため、取りたい加算の一つと思われます。ただし、他の取りたい加算について必要な常勤換算上の保育教諭数を差し引いて、常勤換算上の保育教諭数がどれだけ残るかが重要です。

例えば、加配人数の上限が2人の施設において、もし加配人数が1人だった場合、対象子ども数にもよりますが、加配人数が2人と1人の場合の差額は年間で600万円以上になる可能性もあります。

<加配人数の上限について(抜粋)>

三木市内の施設においては、上限加配人数は下記のどちらかに該当します。

- ・ 1号と2号の利用定員合計が45人以下:1人
- 1号と2号の利用定員合計が46人以上150人以下:2人

<常勤換算人数の計算について>

最終的に残った常勤換算上の保育教諭数の、小数点第 1 位を四捨五入した値が加配人数の算定対象となります。

(例)上限が2人の場合

通園送迎加算について【1号】

通園送迎を行う施設に対して加算します。

なお、運転手については、必ず雇用しなければならないわけではありません。 職員が運転手を兼ねていても、外部委託をしていても構いません。

また、年間に必要な経費を平準化して公定価格を設定しているため、長期休業期間中も加算が適用されます。

<加算対象となる要件>

- ①通園送迎を行っていること。
- ◎加算取得の際に必要となる資料
- 市が規定する調書「通園送迎加算」
- ・ 運転する人全員の免許証の写し

給食実施加算について【1号】

給食を実施する施設に、調理員の人件費等(外部委託費を含む)を加算します。三木市内の施設は、すべて該当します。

なお、施設内で給食を作成している場合と、外部委託している場合で、単価が変わってきます。

また、年間に必要な経費を平準化して公定価格を設定しているため、長期休業期間中も加算が適用されます。

<加算対象となる要件>

①給食を提供できる体制をとっていること。

く週当たりの実施日数について>

1号子ども全員に対し給食を提供出来る体制をとっている月あたりの日数(20日以上の場合は20日)を4で割って算出します。

市内施設の場合は、概ね「5日」で差し支えありません。

- ◎加算取得の際に必要となる資料
- 市が規定する調書「給食実施加算」
- 提出直近月の献立表

外部監査費加算について【1号 2・3号】【3月のみ加算】

公認会計士等による外部監査を実施した施設に対して、実施に係る経費を 3月分の単価に加算します。

外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第14条第3項の規定に基づく公認会計士または監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士または監査法人の監査と同等のものとします。

<加算対象となる要件>

- ①当年度の3月までに外部監査を実施することが確認できること
- ※監査報告書の作成時期が翌年度になる場合でも、監査実施契約が締結されているなど、確実に外部監査が実施できることが確認できれば、当年度の加算対象になります。
- ◎加算取得の際に必要となる資料
- ・外部監査の実施状況等が分かる資料
- 監査実施契約が締結された時点で契約書等を提出して下さい。

休日保育加算について【2・3号】

日曜日、国民の祝日及び休日に保育を実施する施設に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模に応じて保育教諭等の職員を休日に確保するための経費等を加算します。

延べ利用子ども数は、例えば1人の子どもが休日保育を月に4回利用した 場合は4人とカウントします。

<加算対象となる要件>

- ①休日保育を提供する年間延べ利用子ども数が1名以上であること
 - ※他の施設を利用する子どもを休日に受入れた場合もカウントします。ただし、保育認定を受けている子どもであることが条件です。
- ②休日における保育教諭の配置体制を確認できること
- ◎加算取得の際に必要となる資料
- 調書「休日保育加算」
- 休日における保育教諭の配置体制を確認できる資料

減価償却費加算について【2・3号】

以下の要件全てに該当する施設に加算します。なお、単価は「都市部」と「標準」がありますが、三木市は「標準」区分になります。

- ※賃借料加算と減価償却費加算は、取れるのは<u>どちらか一方のみ</u>です。 <加算対象となる要件>
- ①認定こども園の用に供する建物が自己所有であること
- ※施設内の一部に賃貸物件がある場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設 全体の延べ面積の50%以上であれば、該当扱いになります。
- ②建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること
- ③建物を整備・改修又は取得する際に、国の補助金等の交付を受けていないこと
- ④賃借料加算の対象でないこと
- ◎加算取得の際に必要となる資料
- 市が規定する調書「減価償却費加算」
- ・建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等(コピー)

賃借料加算について【2・3号】

以下の要件全てに該当する施設に加算します。

なお、単価は A~D の地域区分と「都市部」「標準」の人口区分がありますが、三木市は「B 地域 標準」区分になります。

- ※賃借料加算と減価償却費加算は、取れるのは<u>どちらか一方のみ</u>です。 <加算対象となる要件>
- ①認定こども園の用に供する建物が賃貸物件であること
- ※施設内の一部に自己所有部分がある場合は、賃貸の建物の延べ面積が施設 全体の延べ面積の50%以上であれば、該当扱いになります。
- ②対象の賃貸物件に対する賃借料を支払っていること
- ③賃借料に係る国の補助金等の交付を受けていないこと
- ④減価償却費加算の対象でないこと
- ◎加算取得の際に必要となる資料
- 市が規定する調書「賃借料加算」
- ・賃貸契約書(コピー)

夜間保育加算について【2・3号】

夜間保育を実施する施設に加算されるものです。 令和4年3月現在、三木市内に対象施設はありません。

副食費徴収免除加算について【1号 2・3号】

すべての施設が対象となります。

副食費徴収免除加算対象者については、以下のどれかに該当する子どもとなります。(他、レアケースもありますが、概ね下記が対象です)

- ・3歳児以上の1号認定子ども及び2号認定子どものうち、年収360万未満相当世帯に属する子ども
- ・全ての世帯のうち、きょうだいがいる場合に小学校就学前児童のみ(※1号は小学校3年生まで)を上から数えて第3子以降の子ども

<月の給食実施日数について>

月の給食実施日数については、副食を提供できる体制をとっている日になります。加算関係の資料に記載する日数は、「25日」で差し支えありません。

副食費徴収免除加算に係る費用は、暫定的に毎月お支払いしている給付費には含まれておりません。年度末の精算となり、計算は市で行います。

加減調整部分について

年齢別配置基準を下回っていたりする場合などに適用される加算です。

★主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを

実施していない場合【1号 2・3号】

絶対必要配置職員数のうち、主幹専任化代替職員が配置されていない、または配置していても下記に記載する「子育て支援の取組み」を1号、2.3号それぞれで2個以上実施出来ていない場合に、減算の対象となります。

★子育て支援の取組み★

以下の各種事業のうち、1号、2・3号それぞれの区分において2つ以上 事業を実施していることが必要です。施設機能強化推進費加算、高齢者等 活躍促進加算においてもこの取組が関わってきます。

(1号)

i幼稚園型一時預かり事業

子ども子育て交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満たせます。ただし、平均対象こどもが1人以上いることが必要です。

ii 一般型一時預かり事業

子ども子育て交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満たせます。ただし、平均対象こどもが1人以上いることが必要です。

なお、対象児童が2号や3号認定の子どもであったとしても、施設全体でみればこの事業を行っているとみなせるので、1号としても要件を満たしていることになります。

iii 満3歳児に対する教育・保育の提供

満3歳児対応加配加算を取得できる場合にこの要件を満たせます。その ため、現在の市内施設においては、この要件の対象はありません。

iv 障がい児に対する教育・保育の提供

療育支援加算を取得できる場合は、この要件は満たしています。

なお、対象児童が2号や3号認定の子どもであったとしても、施設全体でみれば障がい児を受け入れているとみなせるので、1号としても要件を満たしていることになります。

∨継続的な小学校との連携・接続に係る取組をしている

小学校接続加算を取得できる場合は、この要件は満たしています。

(2・3号)

i延長保育事業

子ども子育て支援交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満たせます。

ii一般型一時預かり事業

子ども子育て支援交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満 たせます。ただし、月の平均対象こどもが1人以上いることが必要です。

iii 病児保育事業

子ども子育て支援交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満たせます。

iv乳児が3人以上利用している施設

各月の初日において、乳児が3人以上在籍していれば要件を満たせます。

∨障がい児に対する教育・保育の提供

療育支援加算を取得できる場合は、この要件は満たしています。

なお、対象児童が1号認定の子どもであったとしても、施設全体でみれば障がい児を受け入れているとみなせるので、2・3号としても要件を満たしていることになります。

◎状況確認の際に必要となる資料

- 調書「主幹保育教諭専任化要件確認書」
- ・選択した事業の実施状況や在籍状況が分かる資料(例えば各種預かり事業 であれば4月等の実績など)
- ・施設の職員体制図(主幹専任化代替職員がわかるもの)

【注意】主幹保育教諭について

「給付」の観点から見る場合、主幹保育教諭は、教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任すべき立場であり、また基本配置として主幹保育教諭代替職員を配置していることから、担任を持つことは想定されていません。主幹保育教諭が担任をうけ持っている場合、前述の活動に専任できていないと判断されるため、この減算の対象となります。

年齢別配置基準を下回る場合【1号 2・3号】

絶対必要配置職員数(主幹専任化代替職員を除く)を満たしていない場合 に適用されます。

これが適用される状況は、基本的に絶対必要配置職員の条件を満たせていないため、各種加算が取れない上にこの減算を受けることになります。

例えば、1号定員15人、2・3号定員100人、定員数二児童数の施設で2名(常勤換算)職員が不足する場合、年間1,100万円程度の減算を受けることになります。

配置基準上求められる職員資格を有しない場合

【1号 2・3号】

絶対必要配置職員に算定される教育・保育従事者のうち、保育士と幼稚園 教諭両方の資格がない者がいる場合に適用されます。

例えば、1号定員15人、2・3号定員100人、定員数=児童数の施設で2名(常勤換算)の教育・保育担当者が資格を持っていない場合、年間750万円程度の減算を受けることになります。

教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない場合

【2·3号】

- 1号認定子どもの利用定員を設定しない施設に適用される加算です。
- ※1号定員を定めていても、1号認定としての利用が「O人」だった月は 適用可能です。

分園の場合【2・3号】

令和4年4月現在、三木市内に対象施設はありません。

(参考)

分園は、ベースとなる保育必要量単価と処遇 I の加算額が本園の 90%になります。

土曜日に閉所する場合【2・3号】

土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に 閉所する日がある施設に適用します。

なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所は除く。)又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱います。

◎減算する場合・しない場合の条件の概要

※三木市として定めているルールです。

1	国民の祝日及び休日、年末年始(12/29~1/3)	減算しない
2	施設が独自に決めた休園日が土曜日の場合 (入園のしおり等で事前に保護者に周知している場合)	減算しない
3	感染症拡大や災害等、特別な事情がある場合	後述
4	開所していても保育の提供をしていない(誰も利用者がいない)場合	減算する
6	開所したが当日キャンセルにより誰も利用者がいない場合	減算しない
6	他の特定教育・保育施設等と土曜日の共同保育を実施している場合	次ページで解説

「⑥ 他の特定教育・保育施設等と土曜日の共同保育を実施している場合」の具体的な考え方

条件:施設AとBが共同保育を実施している。

②は施設 Aの在籍児童、⑥は施設 Bの在籍児童。

パターン1



施設A・B共に「減算しない」

施設 A・B の在籍児童が土曜日に保育の提供を受けているので、どちらも開所扱いになります。

施設Aは「減算」

施設Bは「減算しない」

施設 A の在籍児童に保育を提供していないので、施設 A は開所していたとしても閉所扱いです。

施設 B については、施設 B の在籍児童が土曜日に保育の提供を受けているので、閉所していたとしても開所扱いになります。

施設 A・B の関係性が、同一法人内の施設であっても、別法人の施設であってもこの取扱いは同じです。

・公定価格に関する FAQ154 の「土曜日が5日ある月の場合調整率の区分の取扱い」 及び「土曜日が4日ある月でそのうち1日が祝日の場合の調整率の区分の取扱い」 について

	月に1日閉所	月に2日閉所	月に3日閉所	月に4日閉所	月に5日閉所
土曜日が月5日ある月	「月に 1 日閉 所」の区分	「月に2日閉 所」の区分を適 用	「月に3日以 上閉所」の区分	「月に3日以 上閉所」の区分	「すべて閉所」の区分
土曜日が月4日 そのうち 1日が祝日	「月に 1 日閉 所」の区分	「月に2日閉所」の区分	「すべて閉所」 の区分	_	_

③に記載した、「特別な事情」に当たる事項

土曜日が次の状況に該当する場合、「減算しない」とします。

ただし、この考え方は、あくまでも加算項目「土曜日に閉所する場合」の適用に係る要件であり、実際に閉所していたとしても"減算対象にならない"だけであり、実際に「開所しなくてもよい、開所してはいけない」ということではありません。

- ・対象となる土曜日の午前了時時点で、三木市に警報が発令されている場合
 - ※"播磨南東部"ではなく、"三木市"に発令されている場合が対象です。
 - ※大雨や洪水など、警報の種類は問いません。
 - ※午前8時で警報が解除されたとしても、午前7時時点で警報が発令されていれば、 減算対象にはなりません。

地震について

地震については、震度による明確な区分はありませんが、地震により施設が一部損壊するなどの影響があり、児童を保育するにあたり危険が生じるなど、説明が可能な場合は対象外になります。

- ※別途証明書類の提出が必要となる場合があります。
- ・感染症拡大による限定保育適用期間

いわゆる令和2年4月中旬から6月末までのような期間は減算対象外です。

こちらについては、市が対象期間を決定します。

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置発令期間中が全てこれにあたるわけではありませんのでご注意ください。

・感染症発生に伴う休園措置

クラスター認定の是非は問いません。

- ・保育認定子どもの参加を前提とした行事の場合 運動会や音楽会、遠足、入園式や卒園式など
- ◎状況確認の際に必要となる資料
- ・調書「土曜日閉所減算適用に係る実績報告書」
- ※4~9月分は加算適用申請時に、10月~3月分は3月に書類の提出が必要です。

乗除調整部分について

各認定区分において利用定員を一定以上、一定期間以上に渡って超過している場合に、基本分単価や基本加算部分に係る金額を乗除調整するものです。

定員を恒常的に超過する場合【1号 2・3号】

1号認定区分の場合は直前の連続する2年間、2・3号認定区分の場合は 直前の連続する5年間、毎月常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年 間平均在所率が利用定員×120%を超えている状態の施設に減算として適 用されます。

なお、利用する子ども数の調整、もしくは定員を変更することにより、年度内の年間平均在所率が120%を下回るだろうと見込まれた場合は、その見直しが行われた月の翌月から減算は解除されます。

く減算される加算内容>

基本分単価と基本加算部分(副食費徴収免除加算を除きます)、他の加減調整部分について算定後、その認定区分に応じた減算率を掛けます。

◎状況確認の際に必要となる資料

- ・調書「「定員を恒常的に超過する場合」に係る1号認定、2・3号認定それ ぞれの区分ごとの月初日在籍児童数状況確認表」
 - ※なお、現年度分については、加算適用申請時は9月まで、実績報告時に は3月まで報告すること。

特定加算部分について

療育支援加算について【1号 2・3号】

障がいがある子どもを受け入れている施設で、主幹保育教諭等を補助する者を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取組む場合に加算します。

<加算対象となる要件>

- ①ここでいう「障がいがある子ども」とは、障害者手帳や療育手帳を絶対に持ってないとダメ、というわけではありません。手帳を持っていればもちろん対象にはなりますが、日ごろの子どもの状況により、手帳は持っていないとしても、〇〇の理由でどうしても該当する子どもに対して加配が必要な場合など、説明できるのであれば対象に出来ます。
- ②障がいがある子どものうち、特別児童扶養手当支給対象の子どもがいる場合は、加算額は「A」になります。いない場合は「B」になります。
- ③「障がいがある子どもを受け入れている」とは、各月の初日において障が い児が1人以上利用していることで条件を満たせます。
- ④「主幹保育教諭等を補助する者」は、非常勤教諭でも OK です。また、 保育士や幼稚園教諭資格有無は問いません。ただし、誰がそのポジションにいるのかを決めておく必要があります。 なお、これに該当する人は、職員数の換算対象にはなりません。
- ◎加算取得の際に必要となる資料
- ・調書「療育支援加算」 及び 対象児童の状況を説明できる資料

事務職員配置加算について【1号】

施設全体の利用定員合計が 91 人以上の施設が、絶対必要配置職員で必要な事務職員及び非常勤事務職員を配置したうえで、さらに非常勤事務職員を配置する場合に加算されます。

事務職員は、絶対必要配置職員(基本配置)としての園長等の兼務は可能ですが、この加算の取得のための事務職員は、配置が必要で、兼務不可です。例えばフリーの保育教諭を事務職員として配置する場合は、その職員は年齢別配置基準の必要保育教諭の職員数換算対象から外れます。

◎加算取得の際に必要となる資料

・施設の職員体制図(事務職員の配置体制が確認できるもの)

指導充実加配加算について【1号】

1号と2号の利用定員合計が271人以上の施設であることが条件の一つなので、市内にはこの加算を取得できる施設はありません。

事務負担対応加配加算について【1号】

施設全体の利用定員が271人以上の施設であることが条件の一つなので、市内にはこの加算を取得できる施設はありません。

処遇改善等加算Ⅱについて

処遇改善等加算IIは、副主幹保育教諭や中核リーダー、専門リーダーなど、その人それぞれが持つ経験や技能によってあてられた職位に応じて賃金改善を行うことにより、キャリアアップの道筋を作る取組を行うための人件費に対して加算するものです。

そのため、この加算で算出した加算額については、<u>必ず人件費として賃金</u> 改善に充てることが必要です。また、どの職員に、どれだけの賃金改善を行 うのかを具体的に示す必要があります。もちろん対象の職員にも「あなたの 処遇改善額は〇〇円ですよ」ということを示す必要があります。

◎大まかな流れ

- ①施設の平均年齢別児童数を算出します。
- ②施設として取得する加算を決めます。
- ③取得した加算を元に処遇Ⅱの加算算定対象人数を算出します。
- ④③で算出した人数を元に、「人数 A」「人数 B」を算出します。
- ⑤「人数 A」「人数 B」を元に、加算見込額を算出します。
- ⑥加算見込額以上の処遇改善を行う計画を立てます。

"処遇改善等加算Ⅱを認定する"とは、

④で算出する「人数 A」「人数 B」を認定することです。

◎平均年齢別児童数とは

各年齢区分ごとに、どれだけの児童数が在籍しているかの年間平均を取ったものです。この児童数は、3つの方法で求めることができます。どのやり方で算出してもOKです。

- ①前年の増え方を元にした年間伸び率を元に各月の児童数を求め、平均児童 数を算出する。
- ②前年の増え方が特殊で、4月の児童数を元に単純に①のやり方で求めると、 実態にそぐわない場合は、手計算にて行うことも可能です。
- ③4月初日現在の児童数を平均年齢別児童数とする
- ※③のやり方は計算いらずで簡単ですが、年間の児童数が増えることが見込まれる場合は加算額が低くなります。
- ①②の方法の場合は、様式「平均年齢別児童数計算表」の提出が必要です。

◎加算算定対象人数とは

国から通知される処遇 Ⅰ・Ⅱに関する取扱い文書に記載された、

「これだけの子どもを預かるなら、これくらいの職員は必要ですよね。 そして、この加算を取る(こういう保育のやり方をする)ならこれくらいの 人員は必要ですよね」という**計算上の数字**です。

これを積み上げると、「施設には、これだけの職員数が必要ですよね」という数字になります。これが加算算定対象人数です。

この人数が、「人数 A」「人数 B」を求めるために必要な人数になります。様式「処遇Ⅱ 加算対象職員数計算表」を用います。

平均年齢別児童数、利用定員、そして各種加算に割り当てられた算定上の職員数を元に計算します。小数点以下は四捨五入します。

加算に割り当てられる算定上の 職員数は、毎年細かいところで変わ る可能性があるため、平均年齢別児 童数や取得する加算が全く同じで あっても、人数 A・B が変わってく る場合があります。

様式「処遇 II 加算対象職員数 計算表」の法的根拠はコレです。 認定こども 以下のa~nの合計に、定員90人以下の場合は1.4、定員91人以上の場合は 2.2 を加え、o~qの合計を減じて得た人数 a 年齢別配置基準による職員数 次の算式により算出する数 {4歳以上児数×1/30 (小数点第2位以下切り捨て)}+{3歳児及び満3 歳児数×1/20(同)}+{1,2歳児数(保育認定子どもに限る。)×1/6 (同) } + {乳児数×1/3 (同) } (小数点第1位以下四捨五入) ※1 3歳児配置改善加算を受けている場合 {3歳児及び満3歳児数×1/20(同)}を{3歳児及び満3歳児数×1/15 (同) } に置き換えて算出 ※2 達3億児対応加配加算を受けている場合 i) 3歳児配置改善加算を受けていない場合 {3歳児及び満3歳児数×1/20(間)}を{3歳児数(満3歳児を除く) ×1/20 (同) } + {満3歳児数×1/6 (同) } に置き換えて算出 i) 3歳児配置改善加算を受けている場合 {3歳児及び満3歳児数×1/20(同)}を{3歳児数(満3歳児を除く) ×1/15 (間) } + {摘3歳児数×1/6 (間) } に置き換えて算出 b 休けい保育教論 2・3 号定員 90 人以下の場合は 1、91 人以上の場合は 0.8 c 調理員 2・3 号定員 40 人以下の場合は1、41~150 人の場合は2、151 人以上の場合は3 d 保育標準時間認定の子どもがいる場合 1.4 e 学級編制調整加配加算を受けている場合 1 f 講師配置加算を受けている場合 0.8 g チーム保育加配加算を受けている場合 算定上の加配人数 h 通順送迎加算を受けている場合 1 号定員 150 人以下の場合は 0.8. 151 人以上の場合は1.5 給食実施加算(自園調理に限る。令和2年度に限り、外部搬入を含む。) を受けている場合 1 号定員 150 人以下の場合は2(外部搬入は1), 151 人 以上の場合は3(外部搬入は1.5) 休日保育加算を受けている場合 0.5 事務職員配置加算を受けている場合 0.8 指導充実加配加算を受けている場合 0.8 m 事務負担対応加配加算を受けている場合 0.8 n 栄養管理加算(A:配置)を受けている場合 0.6 o 刷関長・教頭配置加算を受けている場合 1 主幹保育教論等の専任化により子育で支援の取組を実施していない場合 であって代替保育教論等を配置していない場合 配置していない人数(必 要代替保育教論等数-配置代替保育教論等数)

年齢別配置基準を下回る場合 下回る人数(必要保育教論等数一配置保

q

育教論等数)

◎加算見込額の計算方法

加算算定対象人数を求めたら、次は「人数 A」「人数 B」を求めます。

★そもそも「人数 A」「人数 B」って何なのか?

あくまでイメージですが、

「人数 A」

⇒園長・主幹保育教諭を除く、施設の中核を担う職員数。

国は概ね全職員の3分の1くらいを想定しているようです。

「人数 B」

⇒中核を担う職員ではないが、キャリアを積み、何かしらの業務 を任されている職員数。

国は概ね全職員の5分の1くらいを想定しているようです。

結果、下記のやり方で「人数 A」「人数 B」を求めます。

★「人数 A」「人数 B」の求め方

「人数 A」: 加算算定对象人数 ÷ 3 (小数点以下四捨五入)

「人数 B」: 加算算定对象人数 ÷ 5 (小数点以下四捨五入)

例:加算算定対象人数が26人の場合

「人数 A」:26 ÷ 3 = 8.666 \cdots ⇒ 9人

「人数 B」: $26 \div 5 = 5.2$ $\Rightarrow 5$ 人

となります。

★加算見込額の算出について

人数 A・B を求めたら、次は加算見込額を算出します。国から示される公 定価格告示による加算単価を元に計算します。

認定こども園については、本来は1号、2・3号それぞれで加算見込額を求め、それぞれ2分の1したものを足し合わせる形となっていますが、事実上単純に加算単価×人数で求められるので、そのやり方で説明します。

人数Aに係る加算見込額

加算単価×人数 A×改善実施期間の月数 (千円未満切り捨て)

人数Bに係る加算見込額

加算単価×人数 B×改善実施期間の月数 (千円未満切り捨て)

※改善実施期間の月数は基本的に12カ月で考えてOKです。

(例)

令和2年度の認定こども園の単価:A 49,980 円 B 6,250 円

「人数 A」: 9人 「人数 B」: 5人 の場合

人数Aに係る加算見込額

 $49.980 \times 9 \times 1 = 5.397.840 \Rightarrow 5.397.000$ 円

人数Bに係る加算見込額

 $6,250\times5\times1$ 2=375,000 \Rightarrow 375,000 円

⇒加算見込額:5,397,000+375,000=5,772,000円

になります。

注意! 見込額を、それ

※「人数 A」に係る加算見込額と、「人数 B」に係る加算見込額を、それ それ千円未満の切り捨てを行ってから足し合わせてください。

◎処遇改善計画(加算額の配分の方法)について

この加算で算出した加算額は、全て職員の処遇改善に充てる必要があります。処遇改善計画は、処遇 II のルールに基づいた賃金改善を加算見込額以上に行う計画である必要があります。

※計画書の作成方法は、ここでは割愛します。

★対象職員について

園長と主幹保育教諭(※)を除く、すべての職員を対象にできます。保育教諭でなくても、調理員や栄養士、事務員でもOKです。ただし、令和5年度以降は、一定の研修を修了することが段階的に必修化されます。

●研修修了要件について

平成29年度に創設された処遇改善等加算Ⅱは、賃金改善の対象とする職員について、一定の研修を修了することが要件化されていますが、研修受講の負担を考慮し、令和4年度までは必修化はされていませんでした。

令和5年度以降は、段階的な必修化が始まります。

よって、令和5年度以降は、処遇改善等加算 II 計画書等提出時の添付資料として、その施設に勤める職員の、研修修了状況を取りまとめた資料を提出する必要があります。

【副主幹保育教諭・中核リーダー・専門リーダー等】

- ⇒令和5年度から段階的に必修化し、令和8年度に完全実施
 - ⇒各年度4月に対象となるためには、

令和4年度末までに1分野(15時間以上)

令和5年度末までに2分野(30時間以上)

令和6年度末までに3分野(45時間以上)

令和7年度末までに4分野(60時間以上)

※副主幹保育教諭と中核リーダーについては、受講修了した研修のうち1分野(15時間以上)はマネジメント研修であることの研修要件をクリアしておく必要があります。

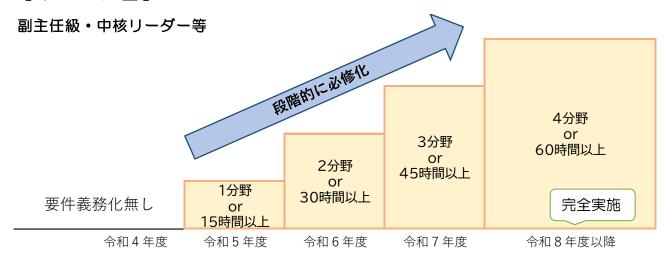
【職務分野別リーダー・若手リーダー等】

⇒令和6年度に完全実施

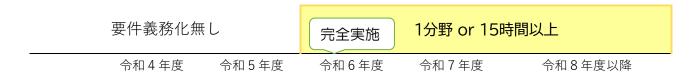
⇒令和6年度4月に対象となるためには、 令和5年度末までに1分野(15時間以上)

の研修要件をクリアしておく必要があります。

【イメージ図】



職務分野別リーダー・若手リーダー等



処遇改善等加算Ⅱの賃金改善対象者に係る研修終了要件について

研修修了要件(完全実施時)

職種	保育所(地域型等)	認定こども園
副主任級、中核リーダー	4分野以上の研修の修了 ※令和7年度末までにマネジメント分野の研修 修了が必要	計60時間以上の研修の修了 ※令和7年度末までに15時間以上のマネジメント分野の研修修了が必要
専門リーダー	4分野以上の研修の修了	計60時間以上の研修の修了
職務分野別 リーダー、 若手リーダー	担当する1分野の研修の修了	計15時間以上の研修の修了 ※担当する職務分野に対応する研修を含むこと が必要
園内研修の取扱い	1分野あたり最大4時間の研修時間を短縮可	副主任級、中核リーダー、専門リーダー ⇒最大15時間算入可 職務分野別リーダー・若手リーダー ⇒最大4時間算入可

【特例的な考え方】

保育士等キャリアアップ研修ガイドラインに基づく研修のうち・・・

- ・令和2年度以降に受講した保育実践研修は対象外。令和元年度までに受講していれば算入することができます。
- ・副主任級及び中核リーダー以外の職種については、令和2年度以降に受講したマネジメント研修は対象外。令和元年度までに受講していれば算入することができます。

研修内容等

		羽中では七国
	保育所(地域型等)	認定こども園
研修実施主体	・ 都道府県 ・ 都道府県の指定を受けた機関※ ※市町村、指定保育士養成施設、保育に関する 研修の実績のある非営利団体に限る。	 都道府県又は市町村(教育委員会含む。) 認定こども園関係団体、幼稚園関係団体、保育関係団体のうち都道府県が適当と認める者 大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関、免許状更新講習開設者等 その他都道府県が適当と認める者 園内研修を実施する認定こども園・幼稚園
対象となる研 修内容	保育所等キャリアアップ研修として実施する以下の分野に係る研修 ①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援、⑦マネジメント ※研修時間は各分野15時間以上	幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修
研修終了状況 の確認方法	加算認定自治体において、保育士等キャリアアップ 研修の修了証により研修の修了状況を確認	加算認定自治体において、各施設が作成する研修受 講履歴等により研修の内容及び修了状況を確認

認定こども園においては、保育士等キャリアアップ研修以外にも、県に認められた実施主体が行う研修(幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたもの)も対象にできます。また、園内研修も算入時間の上限はありますが、算入が可能です。

また、これも認定こども園限定の考え方になりますが、研修要件はあくまでも"分野"ではなく"〇〇時間"です。そのため、保育士等キャリアアップ研修のうち、幼児教育5時間、乳児保育5時間、障害児保育5時間の合計15時間でも処遇改善等加算IIの対象要件を満たすことができます。

なお、この"15時間分OK"の保育教諭が小規模保育事業所へ異動になった場合は、小規模保育事業所においても処遇改善等加算Ⅱの対象にできます。確認方法は認定こども園ルールになります。ただ、異動後において保育士キャリアアップ研修に準じた研修修了要件に合致するよう努める必要があります。

●配分方法

★副主任保育士等への賃金改善について

副主幹保育教諭や専門リーダーなど、施設の中核を担う職員に対して行う配分です。

- ①月額 40,000 円の賃金改善を行う職員を 1 人以上確保すること。
- ②1人以上に対し、配分を行うこと。
 - ※全員が 4 万円でも OK です。(主幹保育教諭を除く)
 - ※副主幹保育教諭は2名以上いるはずですので、実質2人以上の配分は必要です。 (注意)

※主幹保育教諭への配分は基本的には認められていませんが、処遇改善等加算 I • II による配分の結果、副主幹保育教諭が主幹保育教諭の給与を上回ってしまうなど、各施設の給与水準バランスが崩れてしまう場合には、主幹保育教諭への処遇 II の配分をすることができます。ただし、その金額は月額職務分野別リーダーの賃金改善グループの最高額より多く、39,999 円以下でないといけません。

★職務分野別リーダー等への賃金改善について

障がい児保育リーダーや保護者支援リーダーなどの職員に対して行う配分です。

- ①下限は月額 5,000 円以上、上限は副主任保育士等の賃金改善グループの最低額未満であること
- ②「人数 B」以上の人数に配分を行うこと。

(例)「人数 A」: 9人「人数 B」: 5人 加算見込額 5,772,000 円の場合

・副主任保育士等への賃金改善

a さん(副主幹保育教諭) @40,000×12 カ月=480,000 円

b さん(副主幹保育教諭) @40,000×12 カ月=480,000 円

c さん(中核リーダー) @35,000×12 カ月=420,000 円

d さん(幼児教育専門リーダー) @35,000×12 カ月=420,000 円

e さん(乳児保育専門リーダー) @35,000×12 カ月=420,000 円

f~jさん(リーダー補)@30,000×12カ月×5人= 1,800,000円

小計 4,020,000 円

※a~j さんに係る法定福利費等の事業主負担額 1,000,000 円

副主任保育士等への賃金改善額 5,020,000円

・職務分野別リーダー等への賃金改善

k~qさん(職務分野別リーダー)

@5,000×12 カ月×7 人=420,000 円

r~sさん(調理師) @5,000×12カ月×2人=120,000円

t さん(栄養士) @5,000×12カ月=60,000円

u さん(送迎バス運転手主任) @5,000×12 カ月=60,000 円

小計 660,000 円

※a~j さんに係る法定福利費等の事業主負担額 160,000円

副主任保育士等への賃金改善額 820,000円

賃金改善見込額⇒ 5,020,000 + 820,000 = 5,840,000 円

⇒加算見込額 5,772,000 円 以上なので OK

副主任保育士等への賃金改善に係る配分人数

⇒10人 ・・・ 1人 以上なので OK

職務分野別リーダー等への賃金改善に係る配分人数

⇒11 人 ••• 人数 B 以上なので OK

となります。

※法定福利費等の事業主負担額の算出方法はここでは省略します。

◎加算取得の際に必要となる資料

- 加算算定对象人数等認定申請書(処遇改善等加算Ⅱ)(別紙様式3)
- ・賃金改善計画書(処遇改善等加算Ⅱ)(別紙様式7)※別添資料も提出要
- 平均年齡別児童数計算表
- 対象職員数計算表

◎配分の際に気を付けること

・副主幹保育教諭、主幹保育教諭(必要な場合)は必ず副主任保育士等への 賃金改善グループに入ります。

他の職員については、肩書も大きな基準の一つですが、施設運営の中核を 担う職員であるかも重要な要素となります。

- ・4万円を超える配分は出来ません。
- ・施設としての給与水準バランスに注意してください。処遇Iの説明の時に示した、「処遇改善における各職員への給与の考え方」(12ページ)も参考にしてください。
- ・賃金改善計画書(処遇Ⅱ)と、処遇Ⅱの加算対象者名簿があれば、誰に、いくら改善するのかを特定できるようにしておく必要があります。そのため、計画書と名簿の職種は合わせておくようにしてください。
- ・延長保育や放課後児童クラブなど、通常保育とは別の事業に専従する職員は、対象にすることは出来ません。(兼務は OK です)
- ・国からの資料で、処遇改善Ⅱの要件に「概ね7年以上」や「概ね3年以上」などの記載がありますが、これはあくまで目安ですので、施設の判断で柔軟に対象とすることができます。ただ、その職員が対象となるキャリアを積めていることを説明できる必要があります。
- ・職種の名前については、特に法的な取り決めはありませんが、「主幹保育教諭」と「副主幹保育教諭」だけは、固定とさせていただけると、計画書の確認がスムーズに行えますので、ご対応をお願いできればと思います。

(これは市からのお願いです)

冷暖房費加算について【1号 2・3号】

夏季や冬期における冷暖房費に係る経費について、施設が所在する地域に 応じて加算されるものです。

全施設が対象となります。

三木市の地域区分は「その他地域」になります。

※「国家公務員の寒冷地手当に関する法律」に基づく地域区分となります。

施設関係者評価加算について【1号 2・3号】

施設に関する評価を実施し、その結果を公表し情報提供をするとともに、 公開教育や保護者―園長等との意見交換会などを実施する場合に加算対象と なります。

<加算取得に必要な評価>

- ①認定こども園法施行規則23条の規定による評価(自己評価)
- ②認定こども園法施行規則24条の規定による評価

施設職員を除く、施設に関係する者(保護者や地域関係者など)による評価(施設関係者評価)

- ◎加算取得の際に必要となる資料
- ・各評価の実施状況が分かる資料(評価報告書など)
- ・公開保育等の実施状況が分かる資料

※評価の実施時期等の都合により、公表がどうしても翌年度になってしまう場合でも、各評価が確実に行われていることを証明できる資料を提出している場合は、加算の対象になります。

除雪費加算について【1号 2・3号】

豪雪地帯に所在する施設に対して、除雪費用に掛かる経費を3月分の単価 に加算するものです。

三木市は対象にはなりません。

※「豪雪地帯特別措置法」の規定に基づく地域区分になります。

降灰除去費加算について【1号 2・3号】

火山のふもとなど、降灰防除地域に所在する施設に対し、対応費用に掛かる経費を3月分の単価に加算するものです。

三木市は対象にはなりません。

※「活動火山対策特別措置法」の規定に基づく地域区分になります。

★高齢者等活躍促進加算について【2・3号】

高齢者等(※)を一定の雇用条件のもとで雇用し、かつ下記に記載する「子育て支援の取組み」を2つ以上実施している場合に3月分の単価に加算するものです。

※名前こそ「高齢者」が入っていますが、対象となるのは下記に示す通り、 高齢者だけではありません。

く対象者の範囲について>

①加算当年度の4月1日現在、もしくは年度途中で雇用する場合は雇用初日時点で満60歳以上の人

要注意!

- ②身体障害者 知的障害者 精神障害者
- ※障害者手帳や療育手帳・判定書など、証明できる資料を所持している人
- ③ひとり親に該当する人
- ※母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦(ひとり親)など
- く対象者の雇用条件について>
- ①対象者を、絶対必要配置職員以外に非常勤職員(※)として雇用すること
- ※1日6時間未満または月20日未満勤務であること
- ②対象者全員の年度中の累積年間総雇用時間が400時間以上見込まれること。

ここの総雇用時間が、400時間以上⇒800時間以上⇒1200時間 以上のラインで、加算額が変わります。

- ③業務内容は、利用する子どもの話し相手や身の回りの世話、施設清掃等、 その人に合った業務を割り当ててもらうこと
- ④特定就職困難者雇用開発助成金の対象施設の場合は、その助成金の対象 者はこの加算対象にはできません。

★子育て支援の取組み★

以下の各種事業のうち、2つ以上事業を実施していることが必要です。 各事業の条件は、「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを 実施していない場合」の子育て支援の取組みと"ほぼ"同じです。

i延長保育事業

子ども子育て支援交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満たせます。

ii 一般型一時預かり事業

子ども子育て支援交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満たせます。ただし、月の平均対象こどもが1人以上いることが必要です。

iii病児保育事業

子ども子育て支援交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満たせます。

iv乳児が3人以上利用している施設

4月~11月の各月初日において、乳児が平均3人以上在籍していれば要件を満たせます。

∨障がい児に対する教育・保育の提供

4月~11月の各月初日において、障がい児が平均1人以上在籍していれば要件を満たせます。ここで言う障がい児の定義は療育支援加算と同じです。療育支援加算を取得できる場合は、この要件は満たしています。

◎加算取得の際に必要となる資料

- 調書「高齢者等活躍促進加算」
- 対象者の雇用契約書のコピー
- ・加算認定書類提出前月までの雇用実績と、それ以降の雇用計画が分かる資料(対象者全員の年度中の累積年間総雇用時間が400時間以上見込まれることを証明できる書類)
- ・障がい者を雇用する場合はその方の障がいの度合いを確認できる資料 (手帳のコピーなど)
- 対象者に手掛けていただいている業務が分かる資料
- 選択した事業の実施状況や在籍状況が分かる資料 (例えば各種預かり事業であれば4月等の実績など)
- ※「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合」の資料と重複する場合は、省略できます。

★施設機能強化推進費加算について【1号 2・3号】

防災に関する取組を実施していて、かつ下記に記載する「子育て支援の取組み」を2つ以上実施している場合に3月分の単価に加算するものです。

く防災に関する取組に必要な条件>

- ①地域の人への防災支援の協力体制づくりや、合同避難訓練等を実施して いること
- ②取組に必要となる経費総額が、16万円以上見込まれること。

ここで言う経費は、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)・役務費(通信運搬費)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費です。

(防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含みません。)

イメージ的には、防災に必要そうな消耗品(備蓄食料等)や、いざというときにあると助かる備品の購入費用等が該当します。

よくある質問!

AED 設置に係る費用は対象に出来るの?

可能です。

買取の費用、リース費用、パッドやバッテリーの交換費用、AEDのための訓練用品(マネキン等)が可能です。ただし、リースの場合、返却時に返金される保証金の類は対象外になります。

なお、大前提として、加算を適用したい年度に施設がその費用を支払っていることが条件になります。

★子育て支援の取組み★

以下の各種事業のうち、2つ以上事業を実施していることが必要です。 各事業の条件は、「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを 実施していない場合」の子育て支援の取組みと"ほぼ"同じです。

i延長保育事業

子ども子育て支援交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満たせます。

ii幼稚園型一時預かり事業

子ども子育て支援交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満 たせます。ただし、平均対象こどもが1人以上いることが必要です。

Ⅲ一般型一時預かり事業

子ども子育て支援交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満 たせます。ただし、月の平均対象こどもが1人以上いることが必要です。

iv病児保育事業

子ども子育て支援交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満たせます。

∨満3歳児に対する教育・保育の提供(1号認定満3歳児のみ)

4月~11月の各月初日の1号認定満3歳児が平均1人以上利用しており、かつ満3歳児対応加配加算を取得できる場合にこの要件を満たせます。 そのため、現在の市内施設においては、この要件の対象はありません。

vi 乳児が3人以上利用している施設

4月~11月の各月初日において、乳児が平均3人以上在籍していれば 要件を満たせます。

vii 障がい児に対する教育・保育の提供

4月~11月の各月初日において、障がい児が平均1人以上在籍していれば要件を満たせます。ここで言う障がい児の定義は療育支援加算と同じです。療育支援加算を取得できる場合は、この要件は満たしています。

◎加算取得の際に必要となる資料

- 調書「施設機能強化推進費加算」
- 16万円以上の経費を使用したこと(または予定)を証明する書類 (見積書・受領書のコピーなど)
- 選択した事業の実施状況や在籍状況が分かる資料 (例えば各種預かり事業であれば4月等の実績など)
 - ※「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合」の資料と重複する場合は、省略できます。

小学校接続加算について【1号 2・3号】

小学校との連携や接続に関する取組を行っている施設に3月のみ加算されます。

それぞれの施設は、必ずどこかの小学校の校区内に設置されています。その小学校に対し、在籍する子どもが円滑に小学校に入学できるような取り組みをしていれば、加算の対象となります。

<加算対象となる要件>

- ①小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にしていること。
- ②授業や行事、研修会等、小学校や教職員との交流事業を行っていること。
- ③小学校との接続を見越した教育課程や保育課程を編成していること。
- ◎加算取得の際に必要となる資料
- 市が規定する調書「小学校接続加算」

基本的には調書に担当者や計画等を記載しますが、交流計画については、 別にまとめたものがある場合はそれを提出し、計画部分の記載を省略することも可能です。

栄養管理加算について【2・3号】

栄養士を活用して、継続的に食事の提供に関する継続的な指導を受ける施設に加算します。ここの加算でいう「栄養士」を、どういう配置にしているかにより、加算額が変わってきます。

<継続的な指導の内容(すべてを行っていること)>

- ・献立作成(施設への指導や助言を含みます)
- ・アレルギー・アトピー等への対応(施設への指導や助言を含みます)
- ・食育活動の実施等(活動内容の報告が必要です)

<栄養士の要件>

(ア)配置:絶対必要配置職員もしくは他の加算に当たって求められる職員 とは別に、さらに栄養士を施設が雇用している場合

(イ)兼務:絶対必要配置職員もしくは他の加算に当たって求められる職員 が、栄養士としてのこの加算における業務を兼務している場合

(ウ)嘱託:(ア)と(イ)に該当しない場合で、この加算に係る業務を外部 委託にて依頼している場合等

こんな場合はどうなる?

- ①施設が栄養士を派遣契約により配置する場合は?
 - ⇒この場合の派遣契約は、「雇用契約等」に該当するので、「(ア)配置」になります。ただし、「(イ)兼務」に該当する場合は「(イ)兼務」です。
- ②法人本部で雇用した場合は?
 - ⇒「(ア)配置」になります。 ただし、「(イ)兼務」に該当する場合は「(イ)兼務」です。
- ③栄養管理業務そのものを外部委託する場合は? ⇒栄養士としての業務を委託しているので、「(ウ)嘱託」になります。
- ◎加算取得の際に必要となる資料

(共通)

- ・市が規定する調書「栄養管理加算」
- ・職員配置が分かる書類
- 食育活動の実施状況

(アの場合)

- ・該当する栄養士の雇用に関する書類(辞令、労働条件通知書、採用通知書) (ウの場合)
- ・栄養士に係る委託契約書の、施設名と事業者名が分かる部分のコピー
- ・委託先の事業者が発行する栄養士の氏名及び配置が分かる資料のコピー

第三者評価受審加算について【1号 2・3号】

一定のガイドラインに沿って、第三者評価を受審し、その結果を公表し情報提供をする場合に加算対象となり3月のみ加算されます。

<加算取得に必要な条件>

- ①「幼稚園における学校評価ガイドライン」や「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」などに沿った第三者評価であること
- ②市町村が認める第三者評価機関(または評価者)が評価を行うこと
- ◎加算取得の際に必要となる資料
- 市が規定する調書「第三者評価受審加算」
- ・各評価の実施状況が分かる資料(評価報告書など)
- ・公開保育等の実施状況が分かる資料
- ※評価の実施時期や契約等の都合により、公表がどうしても翌年度になって しまう場合でも、各評価が確実に行われていることを証明できる資料を提 出している場合は、加算の対象になります。また、評価実施年度に加算を 取らずに、公表した年度で加算を取ることも可能です。



第三者評価の受審は、5年に1度を想定されていることから、この加算については、5年に1度しか取れません。

・・・読破、お疲れさまでした。

次は小規模保育事業所・事業所内保育事業所の説明になります。

-	56	-
	90	

第3章

小規模保育事業所 (A型) 事業所内保育事業所 (A型)

-	58	-
	58	

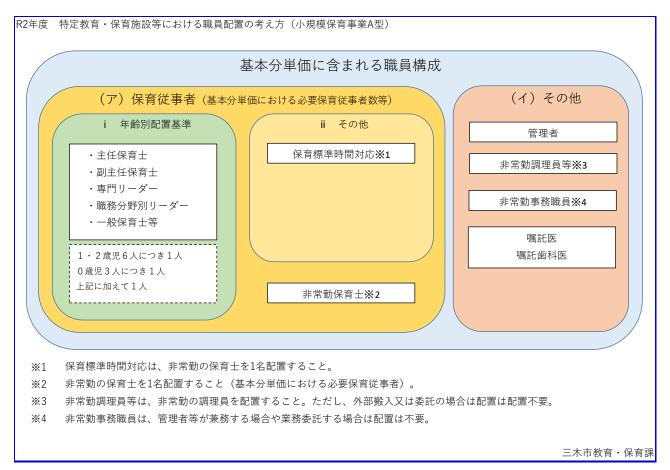
I 基本分単価に含まれる職員構成について

★ 小規模保育事業所 A 型、事業所内保育事業所(A型)の場合

この職員構成は、各種加算を適用する上で、必ず満たしておかなければならない最低限の条件になります。下の図のすべてをクリアしている必要があります。市内には A 型の施設しかないため、ここでは A 型の説明のみ行います。

※この説明資料においては、この「基本分単価に含まれる職員構成図に掲げる必要教諭」をこれ以降「絶対必要配置職員」と呼びます。

基本分単価に含まれる職員構成図



(三木市 教育・保育課作成)

◎「常勤」「非常勤」の判断について

なんとなく使用している言葉ですが、そもそもの意味を説明すると・・・

常勤、非常勤は、労働者を勤務時間で区別する概念です。

正職員や非正規職員、パートや嘱託などは労働者を雇用形態で区別する概念です。

どれもよく労働者の働き方で使われる言葉ですが、根本的な概念が違いますので、これらの言葉が混じりあってしまわないように注意してください。

次に、基本配置や加算における考え方をここで整理します。

◎「常勤」の必要勤務時間の定義は?

「常勤」について、明確に定義されている法律などはありません。 結論から言えば、施設が定めます。

概ねですが、月160時間(1日8時間 × 20日)に設定しているところが多いです。

また、例えば午前中は施設で勤務して、午後は法人本部で法人に関する事務の仕事をしている、などの場合は、常勤としては扱えません。

★常勤的非常勤とは?

日本語としては矛盾しているように聞こえる言葉ですが、実際に存在している言葉です。元々は役所言葉で、フルタイムで働く定数外の職員を指していました。

実際に運用されている意味としては、「1日8時間かつ有期雇用」として 契約しているが、年度が替わっても引き続き契約を継続して働いている人を 指します。(諸説あり)

◎絶対必要配置職員の内容について

• 年齢別配置基準とは?

各年齢や子ども数に応じた職員の配置基準のことです。



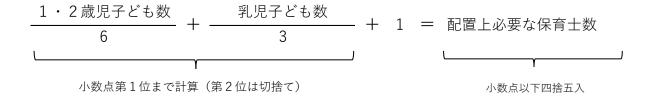
1. 2歳児:子ども6人につき教諭1人

乳児 :子ども3人につき教諭1人

上記計算に加えてさらにプラス1人

全て保育士であること が必要です。

を念頭に、下記の計算式により職員数を算出します。



また、下記の教諭を配置することが必要です。

・保育標準時間対応職員が1人

在園時間の長くなる保育標準認定子どもへの保育需要に対応するため、非常勤の保育士1名を確保することが必要です。

こちらに関しては、誰かをこのポジションに指定する必要があります。

・年齢別配置基準にプラスして非常勤保育士が1人分

認定こども園の絶対配置必要職員でいう「休けい保育教諭」にあたる職員です。保育士の休憩時間を確保する観点や長時間開所に対応する観点から、 非常勤の保育士 1 名分を確保することが必要です。

こちらに関しても、誰かをこのポジションに指定する必要はなく、常勤換 算職員数から 1 人減じることで対応します。

• 管理者

小規模保育施設または事業所内保育施設における加算上の管理者とは、下記の条件を<u>すべてクリアしている人</u>を指します。該当しない場合は、加減調整部分「管理者を配置していない場合」の対象となり、減算となります。

く対象となる要件(②③はどちらかで OK)>

- ①常勤かつ、その事業所の運営管理業務に専従していること
- ②児童福祉施設や小学校など、公私問わず教育・保育に関する施設に2年以上勤めた経験があること
- ③公的機関等が実施する施設長研修等を受講していること
- ④給料が、給付費から支払われていること

• 非常勤調理員等

調理に関する業務を外部委託する場合や、他の施設から給食を搬入してもらう場合は、配置は無くても OK です。ただ、栄養管理加算で「(ア)配置」や「(イ)兼務」を取る場合は、ここで栄養士を雇用しておく必要があります。 栄養管理加算については、後述します。

• 非常勤事務職員等

管理者等、他の人が兼務する場合は配置不要です。

※従業員枠の子どもの場合(事業所内保育事業のみ)

事業主が雇用する職員の子どもが同施設に入所している場合、その対象の子どもの基本分単価のみ、84%で計算します(三木市の場合。)



◎職員構成と各加算の関係図について

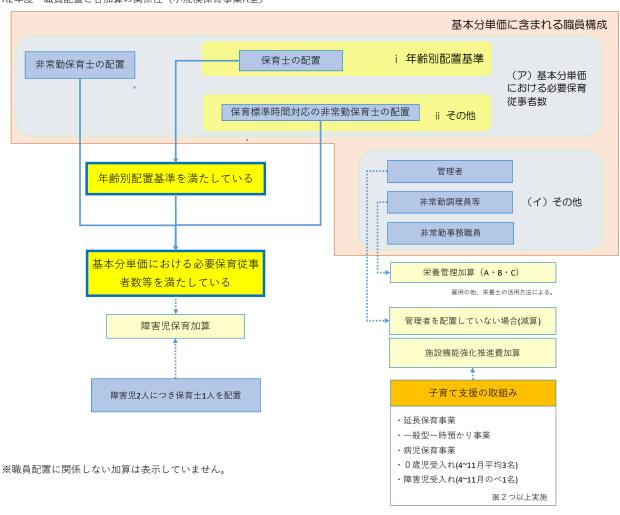
加算(減算)は、各施設において教育・保育の質を向上させるための取組みに対して、給付費を上乗せ(減額)するもので、目指すべき方向性を示しつつも、一定の多様性を認めるしくみです。

○○な取組をして保育の質向上! ⇒ 「○○加算」で上乗せ!

絶対に配置しなきゃいけない人を配置できていない··· ⇒減算···

基本的な考え方としては、認定こども園版と同様に、絶対必要配置職員を満たした上で、各加算に必要な職員を配置することで加算を取っていくことができます。逆に言えば、絶対必要配置職員の条件を満たせない場合、ほとんどの加算を取れなくなってしまう他、不足状況によっては減算の対象になる可能性があります。

R2年度 職員配置と各加算の関係性(小規模保育事業A型)



三木市教育・保育課

Ⅱ 各加算について

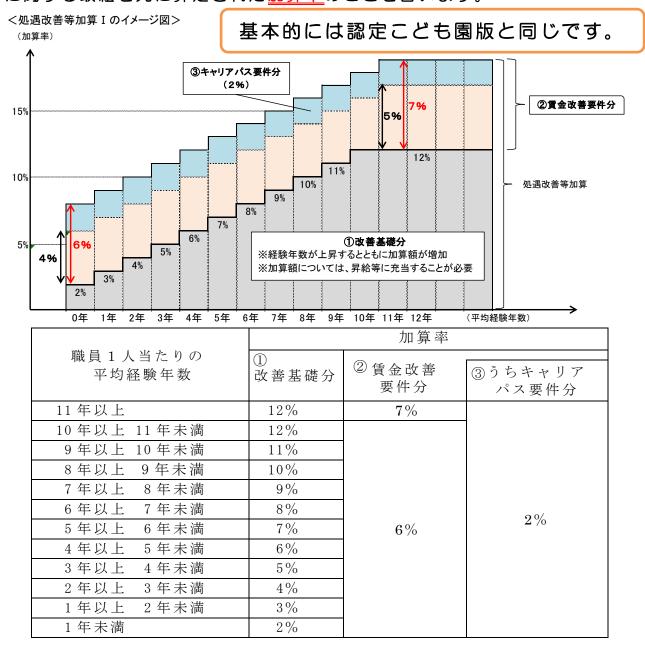
ここからはA型に関わる各加算についての大まかな説明になります。なお、 令和4年3月時点で三木市内の施設が関わらない加算については、名前だけ の紹介にしています。

なお、子育て支援の取組が必要な加算には、「★」がついています。

基本加算部分 (ベースとなる加算です。)

処遇改善等加算Iについて

施設に勤務する職員の平均経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップに関する取組を元に算定された加算率のことを言います。



①改善基礎分

基礎分は、算定対象職員から算出した平均経験年数に応じたパーセンテージとなります。

<u>i 算定対象職員について</u>

基礎分の算定に係る対象職員は、対象年度の4月1日時点で所属する、

- ・すべての常勤職員
- ・1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員

つまり、どんな雇用形態であったとしても、

1日6時間以上かつ月20日以上、当該施設に勤務している人

は、算定対象とみなして計算します。逆に、

- ・1日6時間未満または月20日未満勤務の非常勤職員
- 産休、育休、病休の職員に変わる代替職員
- ・補助事業担当の専任職員(人件費が延長保育等の補助事業の補助対象経費になる職員)

は計算の対象外となります。

ii 平均経験年数の算定対象

現在勤務する施設等の他に、以下の施設での経験年数も合算します。

- 教育 保育施設、地域型保育事業所
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校
- 社会福祉事業を行う施設・事業所
- ・児童相談所における児童を一時保護する施設
- 認可外保育施設
- 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、 助産所(保健師、看護師又は准看護師に限ります。)

要注意!

※常勤及び非常勤(1日6時間以上かつ月20日以上)勤務していた期間 を算定します。平成10年3月31日以前の勤務では、賃金が月額で決 定され、支給されていたことが条件です。

※注意

この算定対象職員は、あくまでも基礎分のパーセンテージを出すためのものです。賃金改善の対象職員とは異なります。

②賃金改善要件分

①で算出された平均勤続年数を元に決めます。11 年未満であれば6%、11 年以上であれば7%になります。

また、この要件を受けるには、賃金改善計画を作成して、実際に職員の賃金改善を行う必要があります。

この計画書は、令和4年度でいう別紙様式5「賃金改善計画書(処遇改善等加算I)」になります。

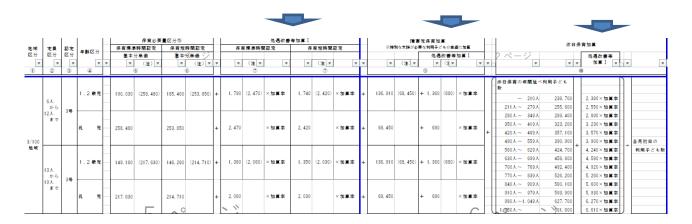
計画書の内容を大まかにいうと、4月1日時点で施設に所属する「全職員」が、もし基準年度(基本的には前年度)の4月1日に存在したとして、全職員の支払賃金の合計が、基準年度(基本的には前年度)と比較して、今年度は減額していないことを確認するものになります。

※様式の書き方はここでは割愛します。

③キャリアパス要件

キャリアアップの取組をしていない場合もしくは処遇改善加算 II の認定を 受けていない場合に、②で算出した賃金改善要件分から2%減算されます。

◎加算額の算定方法



処遇改善等加算Iは、「基本分単価」や「職員配置に係る加算」に、処遇改善等加算Iの金額が加算率に応じて上乗せされる形になります。改善基礎分はベースアップに、賃金改善要件分は処遇改善に充てます。

なお、賃金改善要件分については、処遇改善等加算Iの計画書において別途算定する必要があります。そのため、ここで得た賃金改善要件分の加算額は、確実に職員の賃金改善に充てる必要があります。

◎加算取得までの大まかな流れ

- ①施設の平均年齢別児童数を算出します。
- ②施設として取得する加算を決めます。
 - ※①②については、処遇改善等加算Iと共通です。①の内容については、 処遇改善等加算Iの項で説明します。
- ③加算率の算定対象職員を決め、勤続年数をそれぞれ調べます。
- ④③で調べた勤続年数から、平均勤続年数を算出します。
- ⑤平均勤続年数から、加算率を求めます。
- ⑥1号、2・3号それぞれで加算見込額を算出します。
- ⑦施設に勤務する職員の年間支払賃金を調査し、基準年度より加算当年度の 方がたくさん賃金を支払う計画を立てます。

◎加算取得の際に必要となる資料

- •加算率認定申請書(別紙様式1)
- ・別紙様式1において算定対象となった職員の、
 - ①労働条件通知書(又はそれに類するもの)
 - ②辞令
 - ③履歴書
 - ④保育士証(保育士のみ)

ただし、以前に提出したことのある職員で、内容に変更がない場合については、省略できます。

- ・キャリアパス要件届出書(別紙様式2)
 - ※この書類は、すべての施設について令和 2 年度にご提出いただいているので、今後は国からの指示がない限り省略可能です。
- 賃金改善計画書(処遇改善等加算I)(別紙様式5)
- 加算見込額計算表(地域型)
- ※様式番号は、令和4年度時点の資料に基づきます。

処遇改善等加算Iの書類作成は複雑なため、書類作成方法はここでは割愛します。

◎加算対象の職員

すべての職員(常勤・非常勤問わず)が対象です。

◎配分について

ここで算出された処遇改善等加算 I の加算額は、前述のとおり、確実に職員への処遇改善-つまりは人件費のために充てる必要があります。

また、処遇改善等加算に係る金額は、処遇Ⅱの分についても言えますが、 対象者や額が偏らないように、また役職等のバランスも見ながら適切に行う 必要があります。

ただ、処遇改善等加算IIとは違い、「誰にいくら払う」ということを具体的に示す申請様式ではありません。

例えば、処遇Ⅱの加算を行ったことにより、副主幹保育教諭の賃金が園長 や主幹保育教諭を上回ってしまいそうな場合に、処遇Ⅱの配分でカバーでき ない部分については、処遇Ⅰの配分で調整する、という考え方になります。 配分については、次ページのような考え方になります。

※非常に重要なこと!

監査では、処遇 I • Ⅱ 共に「誰に」「いくら」払ったのかを確認します。 処遇 Ⅱ は、計画段階で「誰に」「いくら」払うのかを明記するので比較的 管理がしやすいですが、処遇 I は、申請・計画書類で配分に関する明記は不 要だったとしても、職員別の配分状況はきっちり管理する必要があります。

~コラム~

◎県からよく指摘されること

- ・計画書の中で、全体でみて総支払賃金が上がっていれば OK、と言いつつ も、職員単位でみると支払賃金が下がっている場合に、理由を求められま す。県から見れば、「その人だけ賃金が上がっていないのはなぜ?」となる からです。
- ・申請に使用する様式は「こことここの数値は同じになっていないとダメ」 など、各所に整合性のワナがありますので、作成には注意が必要です。

処遇改善における各職員への給与の考え方

令和2年10月22日 教育・保育課入所・給付係作成

処遇改善 I は職員の平均経験(勤続)年数に応じて賃金改善を行うもの

処遇改善Ⅱは職員(対象者)役職や技能など、それぞれの専門性に応じた賃金改善を行うもの

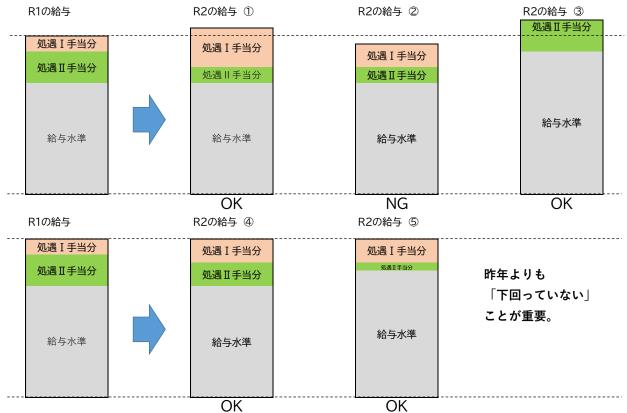
になります。

基本給与に対し、まずは処遇改善Ⅱに係る手当を加算し、その後に処遇改善Ⅰ(ベースアップ分及び給与バランスの調整分)を加算す るのが、大まかな考え方となります。 処遇改善 I・II の加算が行われた状態で、前年・現年を比較し、改善が図られているかを確認します。

処遇改善 [の手当でベースアップ及び全体の給与バランスを取ります。 処遇 I 手当分 処遇 I 手当分 処遇 I 手当分 処遇Ⅱ手当分※ 処遇 I 手当分 処遇 I 手当分 処遇Ⅱ手当分 処遇Ⅱ手当分 処遇Ⅱ手当分 処遇 I 手当分 処遇 I 手当分 処遇Ⅱ手当分 処遇Ⅱ手当分 現行の給与水準 現行の給与水準 現行の給与水準 現行の給与水準 現行の給与水準 現行の給与水準 現行の給与水準 幼児保育リーダー 乳児保育リーダー 副主幹保育教諭 専門リーダー 専門リーダー 園長 主幹保育教諭 副主幹保育教諭等 職務分野別リーダー等

> ※主観保育教諭への処遇Ⅱ手当は、副主幹保育教諭等の賃金のバランス等を踏まえ、 必要な場合に限って行うことが可能。

考え方の例(役職等は変わらない、という前提です)

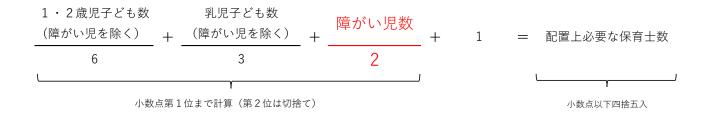


障がい児保育加算について

障がい児を受け入れている事業所において、絶対必要配置職員の中の年齢 別配置基準を、下記の算式で求め、配置する場合に加算します。

具体的には、障がい児2人につき1人の配置を行う必要があります。

く算式>



<加算対象となる要件>

- ①ここでいう「障がいがある子ども」とは、障害者手帳や療育手帳を絶対に持ってないとダメ、というわけではありません。手帳を持っていればもちろん対象にはなりますが、日ごろの子どもの状況により、手帳は持っていないとしても、〇〇の理由でどうしても該当する子どもに対して加配が必要な場合など、説明できるのであれば対象に出来ます。
- ②「障がいがある子どもを受け入れている」とは、各月の初日において障がい児が1人以上利用していることで条件を満たせます。
- ◎加算取得の際に必要となる資料
- ・対象児童の状況を説明できる資料

夜間保育加算について

夜間保育を実施する施設に加算されるものです。 令和4年3月現在、三木市内に対象施設はありません。

休日保育加算について

日曜日、国民の祝日及び休日に保育を実施する施設に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模に応じて保育士等の職員を休日に確保するための経費等を加算します。

延べ利用子ども数は、例えば1人の子どもが休日保育を月に4回利用した 場合は4人とカウントします。

<加算対象となる要件>

- ①休日保育を提供する年間延べ利用子ども数が1名以上であること
 - ※他の施設を利用する子どもを休日に受入れた場合もカウントします。ただし、保育認定を受けている子どもであることが条件です。
- ②休日における保育士の配置体制を確認できること
- ◎加算取得の際に必要となる資料
- 調書「休日保育加算」
- 休日における保育教諭の配置体制を確認できる資料

減価償却費加算について

以下の要件全てに該当する施設に加算します。なお、単価は「都市部」と「標準」がありますが、三木市は「標準」区分になります。

※賃借料加算と減価償却費加算は、取れるのはどちらか一方のみです。

<加算対象となる要件>

- ①小規模保育事業もしくは事業所内保育事業の用に供する建物が<u>自己所有</u>であること
- ※施設内の一部に賃貸物件がある場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設 全体の延べ面積の50%以上であれば、該当扱いになります。
- ②建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること
- ③建物を整備・改修又は取得する際に、国の補助金等の交付を受けていない こと
- ④賃借料加算の対象でないこと
- ◎加算取得の際に必要となる資料
- 市が規定する調書「減価償却費加算」
- ・建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等(コピー)

賃借料加算について

以下の要件全てに該当する施設に加算します。

なお、単価は A~D の地域区分と「都市部」「標準」の人口区分がありますが、三木市は「B 地域 標準」区分になります。

- ※賃借料加算と減価償却費加算は、取れるのは<u>どちらか一方のみ</u>です。 <加算対象となる要件>
- ①小規模保育事業もしくは事業所内保育事業の用に供する建物が<u>賃貸物件</u>であること
- ※施設内の一部に自己所有部分がある場合は、賃貸の建物の延べ面積が施設 全体の延べ面積の50%以上であれば、該当扱いになります。
- ②対象の賃貸物件に対する賃借料を支払っていること
- ③賃借料に係る国の補助金等の交付を受けていないこと
- ④減価償却費加算の対象でないこと
- ◎加算取得の際に必要となる資料
- 市が規定する調書「賃借料加算」
- ・賃貸契約書(コピー)

加減調整部分について

管理者を配置していない場合などに適用される加算です。

連携施設を設定していない場合について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十一号)第6条に規定される連携施設を設定していない場合に減算の対象となります。

下記3つの条件にどれも当てはまらない場合は、この減算が適用されます。

<連携施設であることを確認する条件>▼



- ①合同保育の実施
 - ⇒園庭開放でそれぞれの児童を一緒に保育したり、共同で運動会などのイベントを行っているかどうか
- ②事故対応に関すること(代替保育の提供)
 - ⇒小規模保育事業所等側の職員が、病気その他何らかの理由で保育の提供ができないときに、連携先の認定こども園等側が変わって保育の提供を行う体制を取れているか

③卒園児の受け入れに関すること

小規模保育事業所等は、基本的には2歳児クラスまでしかありません。その子たちの3歳児クラス以降の籍について、受入の体制を取っているか

- ※「全員受入れが必須!」というよりは、連携先の認定こども園等があるから、どこにも行けなくなることは無いよ、という扱いになります。
- ◎確認するために必要な資料

加算等認定申請書において、内容の確認をします。

◎減算額について

市内の小規模保育事業者の場合の減算月額は、各月初日の子ども数×単価で求めます。(単価は令和4年度当初単価の場合、1,290円です。)

年間でいうと概ね25万円程度の減算になります。

- ◎状況確認の際に必要となる資料
- ・ 調書「連携施設設定の確認」

食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合について

児童に提供する給食を、自園調理か連携施設からの搬入以外の方法で行っている場合に適用されます。

例えば、連携施設が自園調理で給食の提供を行っているのに、小規模事業 所側が三木給食に直接委託している場合などは減算の対象になります。

◎減算額について

三木市内の小規模保育事業所等の場合、基本分単価・処遇改善等加算 I ・ 夜間保育加算の単価が 9 %減ります。

管理者を配置していない場合について

絶対必要配置職員の中で規定している、管理者を配置していない場合に対象となります。

◎減算額について

三木市内の小規模保育事業所等(二利用定員 19人)の場合、児童数二定員数の場合で年額 600 万程度の減算になります。基本分単価の中の、管理者に係る給与などの費用分が削られるイメージです。

- ◎状況確認の際に必要となる資料
- 管理者設置状況に係る調書(地域型保育事業所用)

土曜日に閉所する場合

土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に 閉所する日がある施設に適用します。

なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所は除く。)又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱います。

◎減算する場合・しない場合の条件の概要

※三木市として定めているルールです。

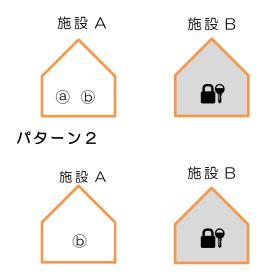
1	国民の祝日及び休日、年末年始(12/29~1/3)	減算しない
2	施設が独自に決めた休園日が土曜日の場合 (入園のしおり等で事前に保護者に周知している場合)	減算しない
3	感染症拡大や災害等、特別な事情がある場合	後述
4	開所していても保育の提供をしていない(誰も利用者がいない)場合	減算する
6	開所したが当日キャンセルにより誰も利用者がいない場合	減算しない
6	他の特定教育・保育施設等と土曜日の共同保育を実施している場合	次ページで解説

「⑥ 他の特定教育・保育施設等と土曜日の共同保育を実施している場合」の具体的な考え方

条件:施設AとBが共同保育を実施している。

②は施設 Aの在籍児童、⑥は施設 Bの在籍児童。

パターン1



施設A・B共に「減算しない」

施設 A・B の在籍児童が土曜日に保育の提供を受けているので、どちらも開所扱いになります。

施設Aは「減算」

施設Bは「減算しない」

施設 A の在籍児童に保育を提供していないので、施設 A は開所していたとしても閉所扱いです。

施設 B については、施設 B の在籍児童が土曜日に保育の提供を受けているので、閉所していたとしても開所扱いになります。

施設 A・B の関係性が、同一法人内の施設であっても、別法人の施設であってもこの取扱いは同じです。

・公定価格に関する FAQ154 の「土曜日が5日ある月の場合調整率の区分の取扱い」及び「土曜日が4日ある月でそのうち1日が祝日の場合の調整率の区分の取扱い」について

	月に1日閉所	月に2日閉所	月に3日閉所	月に4日閉所	月に5日閉所
土曜日が月5日ある月	「月に 1 日閉 所」の区分	「月に2日閉 所」の区分を適 用	「月に3日以 上閉所」の区分	「月に3日以 上閉所」の区分	「すべて閉所」の区分
主曜日が月4 日 そのうち 1日が祝日	「月に 1 日閉 所」の区分	「月に2日閉所」の区分	「すべて閉所」の区分	_	_

③に記載した、「特別な事情」に当たる事項

土曜日が次の状況に該当する場合、「減算しない」とします。

ただし、この考え方は、あくまでも加算項目「土曜日に閉所する場合」の適用に係る要件であり、実際に閉所していたとしても"減算対象にならない"だけであり、実際に「開所しなくてもよい、開所してはいけない」ということではありません。

- 対象となる土曜日の午前7時時点で、三木市に警報が発令されている場合
 - ※"播磨南東部"ではなく、"三木市"に発令されている場合が対象です。
 - ※大雨や洪水など、警報の種類は問いません。
 - ※午前8時で警報が解除されたとしても、午前7時時点で警報が発令されていれば、 減算対象にはなりません。

<u>・地震について</u>

地震については、震度による明確な区分はありませんが、地震により施設が一部損壊するなどの影響があり、児童を保育するにあたり危険が生じるなど、説明が可能な場合は対象外になります。

※別途証明書類の提出が必要となる場合があります。

・感染症拡大による限定保育適用期間

いわゆる令和2年4月中旬から6月末までのような期間は減算対象外です。

こちらについては、市が対象期間を決定します。

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置発令期間中が全てこれにあたるわけではありませんのでご注意ください。

・感染症発生に伴う休園措置

クラスター認定の是非は問いません。

・保育認定子どもの参加を前提とした行事の場合

運動会や音楽会、遠足、入園式や卒園式など

◎状況確認の際に必要となる資料

- ・調書「十曜日閉所減算適用に係る実績報告書」
 - ※4~9月分は加算適用申請時に、10月~3月分は3月に書類の提出が 必要です。

乗除調整部分について

各認定区分において利用定員を一定以上、一定期間以上に渡って超過している場合に、基本分単価や基本加算部分に係る金額を乗除調整するものです。

定員を恒常的に超過する場合

直前の連続する5年間、毎月常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が利用定員×120%を超えている状態の施設に減算として適用されます。

なお、利用する子ども数の調整、もしくは定員を変更することにより、年度内の年間平均在所率が120%を下回るだろうと見込まれた場合は、その見直しが行われた月の翌月から減算は解除されます。

く減算される加算内容>

基本分単価と基本加算部分(副食費徴収免除加算を除きます)、他の加減調整部分について算定後、その認定区分に応じた減算率を掛けます。

- ◎状況確認の際に必要となる資料
- ・調書「「定員を恒常的に超過する場合」月初日在籍児童数状況確認表」
 - ※なお、現年度分については、加算適用申請時は9月まで、実績報告時に は3月まで報告すること。

特定加算部分について

処遇改善等加算Ⅱについて

基本的には認定こども園版と同じです。

処遇改善等加算IIは、副主任保育士や中核リーダー、専門リーダーなど、その人それぞれが持つ経験や技能によってあてられた職位に応じて賃金改善を行うことにより、キャリアアップの道筋を作る取組を行うための人件費に対して加算するものです。

そのため、この加算で算出した加算額については、<u>必ず人件費として賃金</u> 改善に充てることが必要です。また、どの職員に、どれだけの賃金改善を行 うのかを具体的に示す必要があります。もちろん対象の職員にも「あなたの 処遇改善額は〇〇円ですよ」ということを示す必要があります。

◎大まかな流れ

- ①施設の平均年齢別児童数を算出します。
- ②施設として取得する加算を決めます。
- ③取得した加算を元に処遇Ⅱの加算算定対象人数を算出します。
- ④③で算出した人数を元に、「人数 A」「人数 B」を算出します。
- ⑤「人数 A」「人数 B」を元に、加算見込額を算出します。
- ⑥加算見込額以上の処遇改善を行う計画を立てます。

- "処遇改善等加算Ⅱを認定する"とは、
 - ④で算出する「人数 A」「人数 B」を認定することです。

◎平均年齢別児童数とは

各年齢区分ごとに、どれだけの児童数が在籍しているかの年間平均を取ったものです。この児童数は、3つの方法で求めることができます。どのやり方で算出してもOKです。

- ①前年の増え方を元にした年間伸び率を元に各月の児童数を求め、平均児童 数を算出する。
- ②前年の増え方が特殊で、4月の児童数を元に単純に①のやり方で求めると、 実態にそぐわない場合は、手計算にて行うことも可能です。
- ③4月初日現在の児童数を平均年齢別児童数とする
- ※③のやり方は計算いらずで簡単ですが、年間の児童数が増えることが見込まれる場合は加算額が低くなります。
- ①②の方法の場合は、様式「平均年齢別児童数計算表」の提出が必要です。

◎加算算定対象人数とは

国から通知される処遇 I・Iに関する取扱い文書に記載された、「これだけの子どもを預かるなら、これくらいの職員は必要ですよね。そして、この加算を取る(こういう保育のやり方をする)ならこれくらいの人員は必要ですよね」という**計算上の数字**です。

小規模保育事

業(A型又は

B型)及び事

業所内保育事

業(定員(小

規模保育事業

A型又はB型

の基準が適用

されるも

の))

これを積み上げると、「施設には、これだけの職員数が必要ですよね」という数字になります。

これが加算算定対象人数です。

この人数が、「人数 A」「人数 B」を求めるために必要な人数になります。様式「処遇 II 加算対象職員数計算表」を用います。

様式「処遇Ⅱ 加算対象職員数 計算表」の法的根拠はコレです。 以下の a ~ d の合計に1.3を加え、 e を減じて 得た人数

a 年齢別配置基準による職員数次の算式により算出する数

{1, 2歳児数×1/6(小数点第2位以下切り 捨て)} + {0歳児数(同)×1/3(同)} + 1(小数点第1位四捨五入)

※ 障害児保育加算を受けている場合 次の算式 により算出された数

{1, 2歳児数 (障害児を除く) × 1/6 (小数点第2位以下切り捨て)} + {0歳 児数 (同) ×1/3 (同)} + {障害児数×1/2 (同)} + 1 (小数点第1位以下四捨五入)

b 保育標準時間認定の子どもがいる場合 0.4

c 休日保育加算を受けている場合 0.5

d 栄養管理加算 (A:配置) を受けている場 合 0.6

e 食事の提供について自園調理又は連携施設 等からの搬入以外の方法による減算を受けてい る場合 1 平均年齢別児童数、利用定員、そして各種加算に割り当てられた算定上の 職員数を元に計算します。小数点以下は四捨五入します。

加算に割り当てられる算定上の職員数は、毎年細かいところで変わる可能性があるため、平均年齢別児童数や取得する加算が全く同じであっても、人数 A・B が変わってくる場合があります。

◎加算見込額の計算方法

加算算定対象人数を求めたら、次は「人数 A」「人数 B」を求めます。

★そもそも「人数 A」「人数 B」って何なのか?

あくまでイメージですが、

「人数 A」

⇒管理者、主任保育士を除く、施設の中核を担う職員数。

国は概ね全職員の3分の1くらいを想定しているようです。

「人数 B」

⇒中核を担う職員ではないが、キャリアを積み、何かしらの業務 を任されている職員数。

国は概ね全職員の5分の1くらいを想定しているようです。

結果、下記のやり方で「人数 A」「人数 B」を求めます。

★「人数 A」「人数 B」の求め方

「人数 A」: 加算算定対象人数 ÷ 3 (小数点以下四捨五入)

「人数 B」: 加算算定対象人数 ÷ 5 (小数点以下四捨五入)

(例) 加算算定対象人数が7人の場合

「人数 A」: 7 ÷ 3 = 2.333 \cdots ⇒ 2人 「人数 B」: 7 ÷ 5 = 1.4 ⇒ 1人 となります。

※計算して四捨五入した結果が「〇人」の場合は、「1人」とします。

★加算見込額の算出について

人数 A・B を求めたら、次は加算見込額を算出します。国から示される公 定価格告示による加算単価を元に計算します。

人数Aに係る加算見込額

加算単価×人数 A×改善実施期間の月数 (千円未満切り捨て)

人数Bに係る加算見込額

加算単価×人数 B×改善実施期間の月数 (千円未満切り捨て)

※改善実施期間の月数は基本的に12カ月で考えてOKです。

(例)

令和4年度の小規模保育事業及び事業所内保育事業の単価:

A 48,780 円 B 6,100 円

「人数 A」: 2人 「人数 B」: 1人 の場合

人数Aに係る加算見込額

48.780×2×1 2=1.170.720 ⇒ 1.170.000 円

人数Bに係る加算見込額

6,100×1×12=73,200 ⇒ 73,000円

⇒加算見込額:1,170,000+73,000=1,243,000円

になります。

注意!

※「人数 A」に係る加算見込額と、「人数 B」に係る加算見込額を、それ それ千円未満の切り捨てを行ってから足し合わせてください。

◎処遇改善計画(加算額の配分の方法)について

この加算で算出した加算額は、<u>全て職員の処遇改善に充てる</u>必要があります。処遇改善計画は、処遇 II のルールに基づいた賃金改善を加算見込額以上に行う計画である必要があります。

※計画書の作成方法は、ここでは割愛します。

★対象職員について

園長と主任保育士(※)を除く、すべての職員を対象にできます。保育士でなくても、調理員や事務員等でも OK です。ただし、令和5年度以降は、一定の研修を修了することが段階的に必修化されます。

●研修修了要件について

平成29年度に創設された処遇改善等加算Ⅱは、賃金改善の対象とする職員について、一定の研修を修了することが要件化されていますが、研修受講の負担を考慮し、令和4年度までは義務化はされていませんでした。

令和5年度以降は、段階的な必修化が始まります。

詳細については、42ページ以降をご確認ください。

●配分方法

★副主任保育士等への賃金改善について

副主任保育士や専門リーダーなど、施設の中核を担う職員に対して行う配分です。

- ①月額 40,000 円の賃金改善を行う職員を 1 人以上確保すること。
- ②1人以上の人数に対し、配分を行うこと。
 - ※全員が 4 万円でも OK です。(主任保育士を除く)

※主任保育士への配分は基本的には認められていませんが、処遇改善等加算 I・IIによる配分の結果、副主任保育士が主任保育士の給与を上回ってしまうなど、各施設の給与水準バランスが崩れてしまう場合には、主任保育士への処遇 II の配分をすることができます。ただし、その金額は月額 5,000円以上 39,999円以下でないといけません。

注意!

★職務分野別リーダー等への賃金改善について

障がい児保育リーダーや保護者支援リーダーなどの職員に対して行う配分です。

- ①下限は月額 5,000 円以上、上限は副主任保育士等の賃金改善グループの最低額未満であること
- ②「人数 B」以上の人数に配分を行うこと。

※小規模保育事業者等については、「主任保育士」を絶対に設けなければならないわけではありません。認定こども園における副主幹保育教諭に対応する職位として副主任保育士などの職位を設定していれば、その職員には40,000円の処遇改善を行うことができます。

(例)「人数 A」: 2人「人数 B」: 1人 加算見込額 1,243,000 円の場合

・副主任保育士等への賃金改善

a さん(副主幹保育教諭) @40,000×12 カ月=480,000 円

b さん(専門リーダー) @40,000×12 カ月=480,000 円

c さん(専門リーダー) @35,000×12 カ月=420,000 円

小計 1,380,000 円

※a~j さんに係る法定福利費等の事業主負担額 230,000 円

副主任保育士等への賃金改善額 1,610,000円

・ 職務分野別リーダー等への賃金改善

d さん(職務分野別リーダー) @5,000×12 カ月=60,000 円

小計 60,000 円

※a~j さんに係る法定福利費等の事業主負担額 10,000円

副主任保育士等への賃金改善額 70,000円

賃金改善見込額⇒ 1,610,000 + 70,000 = 1,680,000 円

⇒加算見込額 1,243,000 円 以上なので OK

副主任保育士等への賃金改善に係る配分人数

⇒3人 ••• 1人 以上なので OK

職務分野別リーダー等への賃金改善に係る配分人数

⇒1人 ••• 人数 B 以上なので OK

となります。

※法定福利費等の事業主負担額の算出方法はここでは省略します。

◎加算取得の際に必要となる資料

- 加算算定対象人数等認定申請書(処遇改善等加算Ⅱ)(別紙様式3)
- ・賃金改善計画書(処遇改善等加算Ⅱ)(別紙様式7)※別添資料も提出要
- 平均年齢別児童数計算表
- 対象職員数計算表

◎配分の際に気を付けること

・副主任保育士、主任保育士(必要な場合)は必ず副主任保育士等への賃金 改善グループに入ります。

他の職員については、肩書も大きな基準の一つですが、施設運営の中核を担う職員であるかも重要な要素となります。

- ・4万円を超える配分は出来ません。
- ・施設としての給与水準バランスに注意してください。処遇Iの説明の時に示した、「処遇改善における各職員への給与の考え方」(49ページ)も参考にしてください。
- ・賃金改善計画書(処遇Ⅱ)と、処遇Ⅱの加算対象者名簿があれば、誰に、いくら改善するのかを特定できるようにしておく必要があります。そのため、計画書と名簿の職種は合わせておくようにしてください。
- ・国からの資料で、処遇改善Ⅱの要件に「概ね7年以上」や「概ね3年以上」などの記載がありますが、これはあくまで目安ですので、施設の判断で柔軟に対象とすることができます。ただ、その職員が対象となるキャリアを積めていることを説明できる必要があります。
- ・職種の名前については、特に法的な取り決めはありませんが、「主任保育士」と「副主任保育士」だけは、固定とさせていただけると、計画書の確認がスムーズに行えますので、ご対応をお願いできればと思います。

(これは市からのお願いです)

冷暖房費加算について

夏季や冬期における冷暖房費に係る経費について、施設が所在する地域に 応じて加算されるものです。

全施設が対象となります。

三木市の地域区分は「その他地域」になります。

※「国家公務員の寒冷地手当に関する法律」に基づく地域区分になります。

除雪費加算について

豪雪地帯に所在する施設に対して、除雪費用に掛かる経費を3月分の単価に加算するものです。三木市はこの対象にはなりません。

※「豪雪地帯特別措置法」の規定に基づく地域区分になります。

降灰除去費加算について

火山のふもとなど、降灰防除地域に所在する施設に対し、対応費用に掛かる経費を3月分の単価に加算するものです。

三木市はこの対象にはなりません。

※「活動火山対策特別措置法」の規定に基づく地域区分になります。

★施設機能強化推進費加算について

防災に関する取組を実施していて、かつ下記に記載する「子育て支援の取組 み」を2つ以上実施している場合に3月分の単価に加算するものです。

く防災に関する取組に必要な条件>

- ①地域の人への防災支援の協力体制づくりや、合同避難訓練等を実施していること
- ②取組に必要となる経費総額が、16万円以上見込まれること。

ここで言う経費は、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)・役務費(通信運搬費)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費です。

(防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含みません。)

イメージ的には、防災に必要そうな消耗品(備蓄食料等)や、いざというときにあると助かる備品の購入費用等が該当します。

よくある質問!

AED 設置に係る費用は対象に出来るの?

可能です。

買取の費用、リース費用、パッドやバッテリーの交換費用、AEDのための訓練用品(マネキン等)が可能です。ただし、リースの場合、返却時に返金される保証金の類は対象外になります。

なお、大前提として、加算を適用したい年度に施設がその費用を支払っていることが条件になります。

★子育て支援の取組み★

以下の各種事業のうち、2つ以上事業を実施していることが必要です。 各事業の条件は、「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを 実施していない場合」の子育て支援の取組みと"ほぼ"同じです。

i延長保育事業

子ども子育て支援交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満たせます。

ii 一般型一時預かり事業

子ども子育て支援交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満 たせます。ただし、月の平均対象こどもが1人以上いることが必要です。

iii病児保育事業

子ども子育て支援交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満たせます。

iv乳児が3人以上利用している施設

4月~11月の各月初日において、乳児が平均3人以上在籍していれば要件を満たせます。

∨障がい児に対する教育・保育の提供

4月~11月の各月初日において、障がい児が平均1人以上在籍していれば要件を満たせます。ここで言う障がい児の定義は療育支援加算と同じです。療育支援加算を取得できる場合は、この要件は満たしています。

◎加算取得の際に必要となる資料

- 調書「施設機能強化推進費加算」
- 16万円以上の経費を使用したこと(または予定)を証明する書類(見積書・受領書のコピーなど)
- ・選択した事業の実施状況や在籍状況が分かる資料 (例えば各種預かり事業であれば4月等の実績など)

栄養管理加算について

栄養士を活用して、継続的に食事の提供に関する継続的な指導を受ける施設に加算します。ここの加算でいう「栄養士」を、どういう配置にしているかにより、加算額が変わってきます。

<継続的な指導の内容(すべてを行っていること)>

- ・献立作成(施設への指導や助言を含みます)
- ・アレルギー・アトピー等への対応(施設への指導や助言を含みます)
- ・食育活動の実施等(活動内容の報告が必要です)

く栄養士の要件>

- (ア)配置:絶対必要配置職員もしくは他の加算に当たって求められる職員 とは別に、さらに栄養士を施設が雇用している場合
- (イ)兼務:絶対必要配置職員もしくは他の加算に当たって求められる職員 が、栄養士としてのこの加算における業務を兼務している場合
- (ウ)嘱託:(ア)と(イ)に該当しない場合で、この加算に係る業務を外部 委託にて依頼している場合等

絶対必要配置職員の中で栄養士を雇用していない場合は、(ア)(イ)は取れません。

こんな場合はどうなる?

- ①施設が栄養士を派遣契約により配置する場合は?
 - ⇒この場合の派遣契約は「雇用契約等」に該当するので、「(ア)配置」です。 ただし、「(イ)兼務」に該当する場合は「(イ)兼務」です。
- ②法人本部で雇用した場合は?
 - ⇒「(ア)配置」です。

ただし、「(イ)兼務」に該当する場合は「(イ)兼務」です。

- ③栄養管理業務そのものを外部委託する場合は?
 - ⇒栄養士としての業務を委託しているので、「(ウ)嘱託」になります。

◎加算取得の際に必要となる資料

(共通)

- 調書「栄養管理加算」
- ・職員配置が分かる書類
- ・食育活動の実施状況

(アの場合)

- ・該当する栄養士の雇用に関する書類(辞令、労働条件通知書、採用通知書) (ウの場合)
- ・栄養士に係る委託契約書の、施設名と事業者名が分かる部分のコピー
- 委託先の事業者が発行する栄養士の氏名及び配置が分かる資料のコピー

第三者評価受審加算について

一定のガイドラインに沿って、第三者評価を受審し、その結果を公表し情報提供をする場合に加算対象となり3月のみ加算されます。

<加算取得に必要な条件>

- ①「幼稚園における学校評価ガイドライン」や「福祉サービス第三者評価 基準ガイドライン」などに沿った第三者評価であること
- ②市町村が認める第三者評価機関(または評価者)が評価を行うこと
- ◎加算取得の際に必要となる資料
- 市が規定する調書「第三者評価受審加算」
- 各評価の実施状況が分かる資料(評価報告書など)
- ・公開保育等の実施状況が分かる資料
- ※評価の実施時期や契約等の都合により、公表がどうしても翌年度になってしまう場合でも、各評価が確実に行われていることを証明できる資料を提出している場合は、加算の対象になります。また、評価実施年度に加算を取らずに、公表した年度で加算を取ることも可能です。

第三者評価の受審は、5年に1度を想定されていることから、この加算については、5年に1度しか取れません。

第4章 処遇改善等加算Ⅲ ~令和4年度対応分~

※令和5年度以降は根本的にルールが変わる可能性があるため、 令和5年3月まで対応する資料になります。

処遇改善等加算Ⅲについて

※令和4年10月から令和5年3月までのルールです!

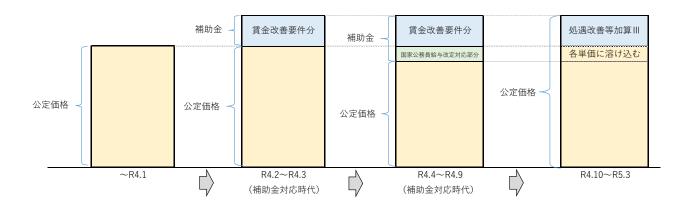
処遇改善等加算Ⅲは、令和 4 年 10 月から追加されることになった新たな加算項目です。前身は、「処遇改善臨時特例事業補助金」です。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、令和 4 年 2 月から実施している処遇改善臨時特例事業補助金(3%程度(9,000円)の処遇改善)について、令和 4 年 10 月から公定価格で措置するために「処遇改善等加算Ⅲ」に生まれ変わりました。

ここで得たすべての金額は、必ず職員の処遇改善に充てる必要があり、誰 に、いくら払うのかを決める必要があります(義務です)。

また、常勤換算で 9,000 円/月を各対象職員に支払う処遇改善計画である必要があります (努力義務です)。

処遇改善臨時特例事業補助金から処遇改善等加算Ⅲへの移行イメージ図



賃金改善要件分がいわゆる 9,000 円にあたる部分で、10 月以降については、この部分がそのまま処遇改善等加算IIIになります。

国家公務員給与改定対応部分は、公定価格が R3 から R4 にかけて減少した分を補填するものです。

ところが、10月以降の公定価格改定単価では、処遇改善等加算Ⅲの定義付けがメインで、基本分単価などの各単価は変わっていません。令和5年2・3月に再度改定価格を告示し、おそらく4月から遡及して適用する予定です。

●「常勤換算で 9,000 円/月」の考え方

よく出てくる表現です。この計算をするために、常勤換算値を求める必要があります。

その人の月間労働時間 ÷ その施設の月間の必要労働時間

二 常勤換算値

その人の賃金改善月額 ÷ 常勤換算値

= その人の常勤換算での賃金改善月額

その施設の月間の必要労働時間が 160 時間であったとして・・・

Aさん 月 160 時間の常勤職員である ⇒常勤換算値 1.0

B さん 月 80 時間のパート職員である ⇒常勤換算値 0.5

Aさんに月 9,000 円の賃金改善をした

⇒常勤換算での賃金改善月額・・・ 9.000÷1.0=9.000 円

Bさんに月 4,500 円の賃金改善をした

⇒常勤換算での賃金改善月額・・・ 4,500÷0.5=9,000 円

常勤の人はそのままですが、非常勤の人については、常勤換算値を介した 計算が必要です。

・・で、これがなんなのか、という話なのですが、

"常勤レベルでいえば、月〇〇円の賃金改善になっているよね"

という確認のために必要な数値です。用途としては、処遇改善臨時特例事業補助金や処遇改善等加算Ⅲの実績報告に必要です。

●金額算定のしくみ

地域・認定・利用定員・年齢区分別の

単価×令和3年度平均年齢別利用子ども数

の合計

地域・認定・利用定員・年齢区分別に単価が設定されており、それぞれの単価に、それぞれに対応した平均年齢別利用子ども数を掛け合わせ、合計したものが月額となります。

また、令和3年度平均年齢別利用子ども数は、令和3年度の、各月初日時点の認定区分・年齢区分別の子ども数を合計し、12で割ったものです。

(計算例)

W.1-4-EZ //	2 /1001/L+										
地域区分	3/100地域										
認定区分	1号	認定	2・3号認定								
定員区分	15	人		110	入						
年齢区分	4歳以上児	3歳児	4歳以上児	3 歳児	1・2歳児	乳児					
単価	4,280	4,660	1,160	1,580	2,980	5,260					
	×	×	×	×	×	×					
平均年齢別利用子ども数	11	5	53	26	25	7					
	=	=	=	=	=	=					
単価×子ども数	47,080	23,300	61,480	41,080	74,500	36,820					
	Y										

284,260 ⊢

令和4年度処遇改善臨時特例事業補助金の、「賃金改善要件分」の月額が処遇改善等加算Ⅲの月額になります。

三木市の補助金時代の調書に、処遇改善等加算Ⅲの月額にあたる部分が表示されています。

処遇改善臨時特例交付金に係る 平均年齢別児童数及び補助額算定調書

令和 年 月 日

施設名

記載例認定こども園

施設区分		幼保連携	型認定こと	*も園	公私	区分	私立			
地域区分										
3/100地域	R3利用定員	1号定員	15人	2号定員		80人	3号定員	30人	2.3号定員:110/	
	R4利用定員	1号定員	15人	2号定員		人08	3号定員	30人	2.3号定員:110/	

平均年齢別児童数計算

単位:人

	令和3年度		実績←								→見込			平均年齢別
	市和3平皮	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	児童数
教育	4歳以上	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
教育	3歳児	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
保育	4歳以上	52	52	52	52	52	53	54	54	54	54	54	54	53
保育	3歳児	25	25	25	26	27	27	27	27	27	27	26	26	26
保育	1・2歳児	24	24	24	24	24	25	25	25	25	26	26	26	25
保育	乳児	6	6	6	6	6	6	7	8	8	8	8	8	7

補助額算定

令和3年度分		教	育					
节和3千层7	J.	4歳以上	3歳児	4歳以上	3歳児	1・2歳児	乳児	
賃金改善 要件分 補助基準額		4,280円	4,660円	1,160円	1,580円	2,980円	5,260円	
平均年齢別児童数		11人	5人	53人	26人	25人	7人	補助月額↓
補助額		47,080円	23,300円	61,480円	41,080円	74,500円	36,820円	284,260円
						令和3年度	(2カ月分)	568,520円

令和4年度分		教 ⁼	育					
7年4十月	J.	4歳以上	3歳児	4歳以上	3歳児	1・2歳児	乳児	
賃金改善 補助基準額		4,280円	4,660円	1,160円	1,580円	2,980円	5,260円	
国家公務員給与改定対応部分	補助基準額	740円	830円	350円	460円	780円	1,310円	
平均年齢別児童数		11人	5人	53人	26人	25人	7人	補助月額↓
補助額		55,220円	27,450円	80,030円	53,040円	94,000円	45,990円	355,730円
						令和4年度	(6カ月分)	2,134,380円

備考欄

※記載例です。

※令和4年度補助額内訳

賃金改善要件分: 284260円 6 ヵ月=1705560円

国家公務員給与さ 定対応部分:71470円 x 6 ヵ月=428820円

ここの金額が処遇改善等加算Ⅲの月額になる見込みです。

R3.R4補助額合計

2,702,900円

●配分で気を付けたいこと

国のルールとして、処遇改善等加算Ⅱは、

- ・ 必ず全額を職員の処遇改善に充てる必要がある
- ・ 金額の 3 分の 2 以上は毎月の給与に乗せる必要がある
- ・法人理事を兼務する園長には配分できない
- ・ 継続的な賃金改善を行うこと

というものがあります。この中で、「金額の3分の2以上は毎月の給与に乗せる必要がある」というルールですが、これは裏を返せば

「金額の3分の1未満まではストックしておける」とも取れます。

計画通り 100%支払っている中で年度途中の雇用があると、その人の分の 処遇Ⅲの配分に悩んでしまうと思います。そこで、3分の1ストックをして おけば、そこから年度途中の雇用に対応していただき、最終的に余った分を 一時金として支払えば金額を使い切ることが出来ます。

●令和4年度における処遇改善等加算Ⅲの認定について

令和 4 年度に限り、処遇改善臨時特例事業を実施している施設は処遇改善等加算Ⅲを実施しているものとみなし、改めて認定を行うことはありません。

⇒令和4年度に限り、処遇改善等加算Ⅲの計画書は不要、ということになっています。ただ、国からの通知の上では、というお話です。実際に配分を計画するにあたり、処遇Ⅰの資料等に金額を記載する必要があるので、結局は作成の必要があると思われます。

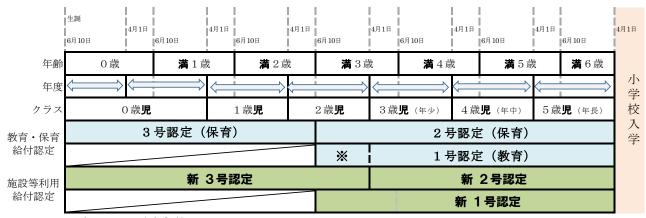
また、実績報告は必要になりますのでご注意下さい。

参考にした資料等

- 子ども・子育て支援法及びその他政令等
- 児童福祉法及びその他政令等
- 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(令和4年9月30日内閣府告示第98号)
- 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意 事項について(令和4年11月7日付け府子本第967号・4文科初第1 547号・子発1107第2号)
- ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(令和4年11月7日付け 府子本第968号・4文科初第1553号・子発1107第3号)
- ・子ども・子育て支援新制度について(令和4年7月内閣府・子ども子育て本部)
- ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る認定申請書等記載要領(令和3年度分)
- ・公定価格に関する FAQ
- · 給付費単価一覧表
- ・令和4年度(令和3年度からの繰越分)保育士等処遇改善臨時特例交付金 交付要綱(令和4年4月19日付け府子本第581号の別紙)
- ・第61回子ども子育て会議の資料3

認定区分早見表

※誕生日が6月10日として



※部分は、別途条件あり

三木市教育委員会

教育振興部 教育・保育課 入所・給付係